

平成28年第1回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成28年3月15日 午前10時00分開議

出席議員

| | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 議長 | 22番 | 藤枝 | 浩君 |
| 副議長 | 10番 | 野口 | 圓君 |
| | 1番 | 田村泰之 | 君 |
| | 3番 | 石井 | 栄君 |
| | 4番 | 小松崎 | 均君 |
| | 5番 | 菅井 | 信君 |
| | 6番 | 畑岡洋二 | 君 |
| | 7番 | 橋本良一 | 君 |
| | 8番 | 石田安夫 | 君 |
| | 9番 | 蛭澤幸一 | 君 |
| | 11番 | 飯田正憲 | 君 |
| | 12番 | 西山 | 猛君 |
| | 13番 | 石松俊雄 | 君 |
| | 14番 | 海老澤 | 勝君 |
| | 15番 | 萩原瑞子 | 君 |
| | 16番 | 横倉きん | 君 |
| | 17番 | 大貫千尋 | 君 |
| | 18番 | 大関久義 | 君 |
| | 19番 | 市村博之 | 君 |
| | 20番 | 小藺江一三 | 君 |
| | 21番 | 石崎勝三 | 君 |

欠席議員

2番 村上寿之君

出席説明者

| | | | |
|---|----|------|---|
| 市 | 長 | 山口伸樹 | 君 |
| 副 | 市長 | 久須美忍 | 君 |
| 教 | 育長 | 今泉寛 | 君 |

| | |
|-------------|--------|
| 市長公室長 | 橋本正男君 |
| 総務部長 | 塩畑正志君 |
| 市民生活部長 | 山田千宏君 |
| 福祉部長 | 櫻井史晃君 |
| 保健衛生部長 | 友水邦彦君 |
| 産業経済部長 | 山中賢一君 |
| 都市建設部長 | 竹川洋一君 |
| 上下水道部長 | 藤枝泰文君 |
| 市立病院事務局長 | 打越勝利君 |
| 教育次長 | 園部孝男君 |
| 消防長 | 橋本泰享君 |
| 会計管理者 | 中庭要一君 |
| 笠間支所長 | 大月弘之君 |
| 岩間支所長 | 岡野正則君 |
| 環境保全課長 | 石川耕二君 |
| 環境保全課長補佐 | 滝田憲二君 |
| 秘書課長 | 三次登君 |
| 秘書課長補佐 | 太田周夫君 |
| 高齢福祉課長 | 鷹松丈人君 |
| 高齢福祉課副参事 | 長谷川康子君 |
| 高齢福祉課長補佐 | 堀内信彦君 |
| 商工観光課長 | 鈴木武君 |
| 商工観光課長補佐 | 川又信彦君 |
| まちづくり推進課長 | 友部邦男君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 菅井敏幸君 |
| 都市計画課長 | 青木理重君 |
| 都市計画課長補佐 | 持丸公伸君 |
| 農政課長 | 金木雄治君 |
| 農政課長補佐 | 田代泰英君 |
| 農政企画室長 | 柳原克之君 |

出席議会事務局職員

| | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 石上節子 |
| 議会事務局次長 | 飛田信一 |
| 次長補佐 | 渡辺光司 |

主 査 若 月 一
主 幹 神 長 利 久

議 事 日 程 第 4 号

平成28年3月15日（火曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前9時56分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。時間少々早いんですが、全員集まりましたので、会議を開きます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は村上寿之君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番飯田正憲君、12番西山 猛君を

指名いたします。

一般質問

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式、一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、一問一答方式では、質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

また、発言時間は、一括質問・一括答弁方式につきましては質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださるよう求めます。

それでは、最初に、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

○13番（石松俊雄君） 13番、市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一問一答式で質問をいたします。

まず、通告1問目の一般廃棄物処理行政についてであります。

私どものところに来た文書には名前が入っておりましたけれども、仮称とさせていただきます。A社告発の件という標題の文書が届いております。その告発の証拠となる画像及び動画データも同封をされておりました。

内容を簡単に申し上げますと、A社が笠間市から委託を受けて市内の一般廃棄物、家庭可燃ごみ等の収集業務を行った際に、一般廃棄物収集運搬業許可に基づいて別に収集運搬した事業系のごみをまぜて、その全量を家庭ごみであるかのように装ってエコフロンティアかさまに運搬し、本来負担すべきである事業系ごみの廃棄物処理の手数料を免れていたということ、さらには、その事実についてA社を茨城県警に刑事告発したこと、そして、笠間市に対しては、現在及び過去において、このような事実があったのかどうかの確認をすることと、もし事実が確認された場合は相応の処分を行うように求めているという内容の文書でありました。

そこで、お尋ねをいたしますが、このような告発というか訴えが実際に市にはあったのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 答弁を求めます。

市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 13番石松議員のご質問にお答えいたします。

A社告発の件の事実経過についてとのご質問でございますが、平成27年12月7日に、匿名の通報者より環境保全課に対し、A社告発の件と題した文書の提出が確かにございました。

なお、当該文書に記載されている日付は、平成27年12月5日となっております。

○議長（藤枝 浩君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） ということは、私どもの手にある同じような内容の文書が市に届いているということなんですけれども、簡単に先ほど内容は申し上げましたが、そういう内容等々を含めて、どのように対応されたのか教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 廃棄物処理法違反の疑い、あるいは一般廃棄物運搬作業の衛生管理上の問題点、一般家庭と事業系の混載ごみの不法投棄、処理手数料の詐欺行為等々が指摘されているが、それらに関する調査状況とのご質問かと思えますけれども、まず、今回の文書に関する事実確認につきましては、平成28年1月25日に、当該事業所に対し環境保全課職員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法の第19条に基づく立入検査を行いました。

立入検査では、業務内容の聞き取り、施設内の作業状況や保管物の確認を行うとともに、関係書類の提出を求めたところ、2月1日に、当該事業所の代表者から、廃棄物処理法、その他関係法令を遵守して業務を行っており、法令等に違反する行為は行っていない旨の誓約書が提出されました。また、2月5日には、立ち入りの際に要請した書類が提出され、その際、不足書類があったため、再度提出を求めたところ、2月8日に、不足書類の提出がありました。その後、書類の内容の確認のため、2月15日に、当該事業所へ再度出向き、聞き取り調査を実施しました。

また、先ほど議員さんおっしゃられていますように、これとは別に2月中旬に、市議会議員の皆様や関係事業者、関係機関に対し、当該事業者に関する文章や写真、動画等の資料が匿名で郵送されたと伺っております。

それらの資料は市に対しては郵送されておきませんが、市民の方から本市へ承知しているのかとの問い合わせがあったため、当該資料を入手し、内容の確認を行いました。その上で、当該事業者を確認したいことがある旨を伝え、2月26日、当該事業者の代表者及びその家族である社員に市役所まで来てもらい、事実関係の聞き取りを行いました。その中で、代表者より、それらの資料に記載されているような事実はないこと、また、代表者は、そのような状況を見ていない旨の話があり、廃棄物処理法、その他関係法令に違反する行為は行っていない旨の誓約書が改めて提出されました。

これら一連の立入検査や聞き取り調査の中では、廃棄物処理法違反と思われる事実は確認できませんでした。

○議長（藤枝 浩君） 石松議員。

○13番（石松俊雄君） 同じような内容のものを入手して確認をされたということですから、私が持っているものも、そちらもお持ちかどうかわかりませんが、全て内容は確認をされているという、そういう共通認識を持って大丈夫なんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 恐らく同じようなものということではよろしいかと思いません。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） そうしますと、私のところに来ましたのは、先ほど簡単に内容を申し上げました文書が来ました。それから、もう一つは、64個の動画データと1個の会話を録音した音声データ、そして、三つの画像がUSBのフラッシュメモリーに入って私どものところには届けられておりました。その中身を見てみますと、大変驚いたことに、事業系のごみを笠間市や桜川市のごみの袋に詰めかえていたり、一般廃棄物処理業事業系と書かれているコンテナ車や、あるいは産業廃棄物が入っていると思われる産廃箱とかコンテナから、笠間市で家庭ごみを収集しているパッカー車にごみを移しかえたりしている動画が入っていたわけです。

そもそも産廃や事業系ごみを家庭ごみにまぜるということは、法律上許されているんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 事業系と家庭系をまぜるということは、許されるものではないものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） それは、何か法律に違反するんでしょうか。違反する法律があれば教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 一般廃棄物と事業系廃棄物ということで、それを混載するということで、廃棄物処理法違反ということになります。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 廃棄物処理法違反は、私もそうなのかなというふうに思いますけれども、できれば細かいところを知りたいので、それを後ほどで結構ですからお教えいただきたいと思います。

それから、もう一つは、当該社のA社の建屋の中で袋の詰めかえが行われていたり、産業廃棄物の分別のようなことが行われていたりする動画も入っていたわけですがけれども、そういう行為は非常に不衛生、生ごみ等々を袋から出すわけですから非常に不衛生でありますし、騒音や悪臭のもとになり、非常に私は問題だと思うんですが、中間処理施設でもないようなところでそういう行為を行うということは、法律上は問題ないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） そのような行為ということですが、労働安全衛生法や笠間市の廃棄物の減量及び処理に関する条例等、いろいろな点で、やはり問題はあります。

ただし、今回、そういった確認を行ったところ、本人は、そういうことはないということで申し立てがありました。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 実際にあったかどうかということじゃなくて、動画が、そういう動画だったので、そういう動画を共有でしょう、お持ちになって見られたんですから、見たときに、そういう行為っていうのはどうなのかということで、私、お聞きをしていますので、間違えないようにしてください。

それから、もう一つ、お尋ねしたいんですけれども、事業系ごみを家庭ごみに混載をしてエコフロンティアだとか笠間・水戸環境組合の環境センターに持っていくという行為は、つまり、排出事業者、事業者から収集したごみを、その処理手数料はエコフロンティアあるいは環境組合に支払って運搬したというふうに請求しているのに、実際は、処理手数料を免れているということになると思うんですけれども、それは、つまり詐欺行為じゃないかなと私は判断をします。

さらに、事業系の事業所のごみ収集の前、それごみ収集の後にはごみの量をかき増しをしている。そういうような動画も入っていたんですけれども、そういう行為、あるいは事業所からごみを収集しますよね。実測をした量に対して10キロふやして伝票を切っている、こういう動画もあつたんですけれども、そういう行為は詐欺行為に当たるんじゃないんですか。どうですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 仮にそのようなことがあったとすれば、それは処理手数料の詐欺行為に当たるかと思われま。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） もう一つ、お聞きしたいんですけれども、そもそもエコフロンティアも、それから、環境組合の環境センターも、事業系のごみと家庭系のごみとは取り扱いを分けているわけです。当然、値段も違っています。その両方が混載をされた収集運搬車両のごみを受け入れるということは、それぞれ、そういうことは予定をしていないわけです。予定をしていないところに混載ごみが運搬されて、そこに捨てられるということは、私は不法投棄だと思うんですけれども、不法投棄にはならないでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 一般家庭と事業系の混載ごみの不法投棄があったとすれば、廃棄物処理法第16条に規定されております投棄禁止に該当するかと思われま。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） そういう動画を見られているわけですよね。私が見た動画と同じものを見られているわけですが、そういう動画を見て、簡単に先ほどのどういう対応されたんですかというご答弁聞くと、そういうことやっていませんという誓約書書いて、それでおとがめなしと、私は、簡単に言うと、そういうふう聞こえるわけですが、この告発内容の中身についての今後の取り扱いは、どうされるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 告発内容の今後の取り扱いについてのご質問でございますが、先ほどのご質問にてお答えしましたとおり、今回の告発の件に関する文書を受けて、立入検査等において、廃棄物処理法や関係法令に違反すると思われる事実の確認ができませんでした。市においては強制的な捜査権はありませんが、廃棄物処理法に基づき行った立入検査や聞き取りにおいて、市の権限内にてできる限りの調査は行ったものであり、これ以上の取り扱いについては、関係機関の判断によるものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 要するに事実が認められないというふうにおっしゃっているんですけれども、私も、そちらもそうですけれども、動画は見たわけですよね。あの動画を見る限りにおいては、先ほど一つ一つお聞きしましたけれども、例えば一般廃棄物処理許可の処分取り消しにも相当しますし、あるいは入札参加の取り消しにも相当します。あの動画を見るだけでも、例えば、先ほど1個の音声データが入っているというふうに、私、申し上げました。その音声データの会話の中に、こういうことも言われているわけです。旧笠間地区のごみの収集、事業系のごみをパッカー車に積んでいるから、家庭ごみの収集に行ったけれども3カ所しか行けなかったんだよという、そういう従業員の会話も入っているわけじゃないですか。これって事実じゃないんですか。これは何か捏造されたものなんですか。

それから、あるものについては、ある動画については、ある事業先の収集ごみについて10キロ付加をかけるように、動画の中には副社長というふうにあったんですけれども、それはどうかわかりませんが、ある人物が指示をして、先ほど言いましたけれども、実測は78キロだったんだけど伝票88キロと書きかえている、そういう動画のデータもあったわけじゃないですか。明らかに桜川市や笠間市のごみ袋に詰めかえている、人間がごみを出して詰めかえている、これ動画、これもありました。

それから、先ほど言いましたけれども、一般廃棄物処理業事業系と書かれた車から笠間市内回っている家庭ごみ収集のパッカー車へ積みかえている、これも動画あったわけじゃないですか。産廃のコンテナからパッカー車へ積みかえている、この動画があったわけじゃないですか。この動画が、なぜ証拠あるいは処分の根拠にならないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 動画の中で副社長がどのように話したというようなお話もありましたけれども、その数量自体の部分もちょうとよく確認できないところもございまして、先ほど聞き取りの中で何点か確認した点を述べさせていただきたいと思えます。

笠間市との委託契約締結の期間中、以前の話なんですけれども、事業系一般廃棄物を笠間市の指定の袋に入れて処理場に運んだことはあるか、ないか。あるいは、筑西市や桜川市の事業系一般廃棄物を笠間市の事業系一般廃棄物として処理場に搬入した事実はあるか、ないか。また、笠間市の一般廃棄物を逆に桜川市の指定袋に入れて処理場に運んだことはあるか。その他、積みかえ等、この書類、写真、動画等では写っているけれども、そういうことはあるか、ないかというようなことを確認したんですけれども、全てないという答えでございました。代表者は、こういう光景は見えていないというような発言もございました。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） あるか、ないか聞いて、ないと言ったからいいって、それって調査したことになるんですか。動画があるわけじゃないですか。その動画が、やっているという行為の証拠になるんじゃないんですか。なぜそれが証拠にならないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 動画だけではちょっと確認できない点も……見方によってはいろいろな見方ができると思えます。ちょっと先ほど1月25日に立入検査を行った旨、説明をさせていただきましたけれども、その際のちょっと内容を説明させていただきます。

1月25日に、業務の聞き取りの確認、それから、施設内の作業状況の確認をして、写真を撮影させていただきました。許可業務であります事業系一般廃棄物の収集運搬に関して、相手方事業者との委託契約書や請求者、行政に提出している実績報告書等の関係書類を2月8日までに提出してくださいというように求めたところでございます。

2月5日に、関係書類が提出されましたけれども、一部不足がありましたので、再度追加で提出を求めたところ、2月8日に、関係書類が全て整いまして、書類等の突合を実施したところ、処理数量の整合性がとれなかった1件がございました。それにつきましては、2月15日に、再度聞き取り調査に事業所に出向き、書類の調査、突合の結果、確認できなかった点の調査をしたところ、整合性がとれたと。内容的には、事業系一般廃棄物の収集量と処理場への搬入量を確認したというものでございまして、原因は、事業者が市に提出した報告書の記載ミスということがわかりましたので、記載については正確性を、正すように指導をしたところでございます。

そういった結果、市で、できる範囲での確認は全て行ったものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） だから、納得いかないのは、タイムマシーンで過去に戻ることできないわけじゃないですか。過去のことを今やったのかどうか、過去のことどうかと聞

いたって、やっていたということが困っちゃうわけだから、やったなんて言うわけないでしょう。過去の事実というのが、あの動画じゃないんですか。この過去の事実というのが、違反行為をしているという決定的な事実じゃないですか。なぜそういうふうにこの動画を市は扱わないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほども申しましたように、市には強制的な捜査権はありませんので、今後については関係機関の判断によるものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） そのことを今後について関係機関の判断によるというのは、ちょっと後にしていただいて、何で、過去には戻れないでしょうと言っているでしょう、さっきから何回も。過去の証拠というのが、あの動画じゃないんですか。あの動画を、そういうふうになぜ市は取り扱わないのかと言っているんです。会話はちゃんと録音されています。それから、事実、動画見られたと思うんですけども、ちゃんと伝票78キロのところを88と書いているじゃないですか。それが、なぜ証拠にならないんですか。なぜあの動画をもって違反をしているというふうに市は自信を持って言えないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 26日には、今お話がありました写真等を示して、1点1点確認をさせていただきました。先ほど来、申し上げておりますように、代表者の方は、身に覚えがないと。写真あるいは動画動画等については、それだけで不正行為をしていると断言できるようなものとは感じておりません。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 代表者がやっているわけじゃないですから、身に覚えがないっていうの、それわかります。しかし、従業員が会話しているわけでしょう。積載、事業系ごみ、先詰めちゃったから、収集に行っただけでも3カ所しか行けなかったと、これ録音にちゃんと入っているじゃないですか。動画も見られたでしょう。手で書いているじゃないですか。片方で計器が78キロと示しているのに、こっちの伝票にボールペンで88と書いている。この動画が、なぜ問題にできないんですか。そんなの代表者に聞いたって、身に覚えがないと言うのは当たり前でしょう。身に覚えがないと言われたときに、これが証拠だって示すのがあの動画じゃないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほど来、数値を水増ししたというような記載があったという説明があったと思うんですけども、実際に、それを書いている数字だとか計量の部分までは確認できておりません。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 非常に私は不愉快です。こういう動画が議員のところにも来て、

明らかに不正行為していると誰が見たって見えます。それを市が、行政が、問題にできないって一体何なんだと、この行政は何のためにあるんだと、正直言ってそういうふうに思います。しかし、その問題は、これ以上言っても平行線なので、ちょっとこれやめますけれども、関係機関に後は委ねるしかないような、そういうニュアンスのこと言われたんですが、それはどういうことなのかきちんと説明してください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 匿名の通報者より関係機関に市と同様なことで書類を送っているということです。市では、市のできる範囲の中で行政事務を行ったということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） その関係機関というのは、先ほど私が内容を簡単に説明するところの内容でということ、茨城県警に対して刑事告発をしているというこの事実なんですか。ということは、県警が調査をして、これ刑事罰というのが明らかになったら、市は何らかの対応をするという、そういう理解でいいんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） そのようなことになったときには、状況に応じて市の規程等、あるいは廃棄物処理法に基づきまして、行政指導、行政処分等を行っていくこととなります。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） ということは、何度も繰り返しますけれども、決定的な証拠である動画であっても、それを市としては判断できないと、警察が刑事罰を与えれば市はそれに従いますということですよ。そういう意味で言うと、内部告発を市に対してやっても市は何もやらないと、簡単に言うとそういうことじゃないですか。そういうことでいいんですかね。私は、非常にこれは問題があるというふうに思います。

そして、もう一つ、この問題を通して、私は、事業系ごみを管理する体制というのが結局は市になかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、環境保全課として、これまで事業系ごみの量の確認だとか、そういう把握、あるいは事業系ごみの搬入の調査等々をやったことはあるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） まず、市は、そういったものを見ても何もやらないというようなお話が先ほどありましたけれども、先ほど来、申し上げておりますように、立ち入り、あるいは聞き取り等で検査、調査をしております。

それから、事業系について検査をしなかったということでございますけれども、過去においては処理場の中で検査をしたという経緯もございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番(石松俊雄君) 立入調査等々行ったというふうにおっしゃっていますが、やっていないという誓約書を書かせて、それで終わっているじゃないですか。私が言っているのは、決定的な動画を証拠として行政が扱わないということを言っているんです。だから、内部告発して幾ら証拠を持っていったって、行政はちゃんと対応しないということじゃないですか。結果的に、そうなっているでしょうということを申し上げているんです。

それから、事業系ごみの問題については、搬入状況の調査をしたことがあるのかということを知っているわけじゃなくて、笠間市として、環境保全課として、事業系ごみの量だとか搬入状況というのを随時確認して、きちんと把握しているんですかということを知っているんです。

○議長(藤枝 浩君) 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長(山田千宏君) 処理場のほうからは事業系の数値等も来ておりまして、確認はできております。

○議長(藤枝 浩君) 石松俊雄君。

○13番(石松俊雄君) ということは、事業系のごみの量が年間どれくらい笠間市としては発生をして、笠間市としてはどれくらい処理しているのかというのは、きちんと環境保全課では把握をしているということではないのでしょうか。

○議長(藤枝 浩君) 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長(山田千宏君) そういった数字は報告を受けております。

また、先ほど説明の中で、一部整合がとれなかった部分についても、処理場からの数字で合致したということで確認がとれたというような説明をしたところでございます。

○議長(藤枝 浩君) 石松俊雄君。

○13番(石松俊雄君) 伺いますけれども、この間、笠間市としては事業系ごみの減量化というのは進んでいるんですか。

○議長(藤枝 浩君) 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長(山田千宏君) 細かい数字は、今、手持ちにございませぬけれども、若干増加傾向にあります。

○議長(藤枝 浩君) 石松俊雄君。

○13番(石松俊雄君) それはきちんと数字で示せるのでしょうか。示せるのであれば、数字で示していただきたいと思うんですけれども。私は、この事業系のごみについて、事業者からのごみ処理についての届け出制だとか、資源化についてどうしていくのかとか、減量化をどうするのかとか、処理はどうするのかとか、この後、一般廃棄物処理基本計画の中でも質問いたしますけれども、そういうことが改めて求められていると思いますし、そういうことがきちんとできていないから、こういうやったか、やらないかここでは判断はできないんでしょうけれども、決定的な証拠があるにもかかわらず、こういう問題が起こっているわけじゃないですか。こういうことが起こるといえるのは、事業系ごみの管理

体制が私は不十分だったと思うんです。その辺は、そのようにきちんと認識をされているんでしょうか。

それから、もう一つは、事業系ごみと家庭ごみが混載するような、こういうことを防ぐ方策というのは考えられているんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 委託車両には、委託車両ということで明記をしております。今回このような告発等の文書も届いたという経緯もありまして、再度その委託車両の表示を見直して、わかりやすいものをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 委託車両の表示を見直すだけで、この事業系と家庭ごみの混載は防ぐことはできないんじゃないですか。言ったじゃないですか、動画があるって。あの動画でやっているような行為、あの行為が起らないように。やったのかどうかは言えないんでしょうけれども、ああいうことがないようにするための方策、防衛策、防護策、対策、ないんですか。そこができないと、こういうことがまた起こるんじゃないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 紛らわしい行為が発生するのは非常にまずいことだと思いますので、収集した家庭ごみ等は処理場のほうに直接搬入するというようなことで、事業者には指導を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 先ほども言ったじゃないですか。家庭ごみ収集する前に事業系のごみ入れてかさましをして重くして、従業員の会話のテープの中にあたって言ったじゃないですか、笠間へ家庭ごみ収集に行こうと思ったら3カ所しか行けなかったって。収集に行く前に重くしちゃっている、それチェックできないじゃないですか。こういう問題は、これからどういうふうにしていくんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 車両の確認ということですがけれども、市のほうで事業者のほうに状況をたびたび確認に行って、よく内容を、出発前の車両の状況等を確認したいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 率直に言って、それでこういう問題が防げるというふうに私は思いません。どうしても感覚が違うんです。私がああの動画を見たときに、やっぱり事業系ごみきちんと管理しなきゃいけないと改めて思いました。あの動画が本当かどうか、あのことによって、法律違反が問われるのかどうかは別です。ああいうことが起こるということを、可能性があるということじゃないですか。そういうのを防ぐ、そういうのを監視する、そういうことが起らないようにするというのが行政の役割でしょう。そういう意

味で、非常に深刻な問題なんだと思っています。業者が法律違反に問われる、問われない。それはそれで問題あります。しかし、そういうことをさせるような、許すような、そんな体制にあるということを反省しなきゃいけないんじゃないんですか。そこが私は足りないと思います。

そういう意味で、今度の一般廃棄物処理基本計画の策定については非常に賛成ですし、そういう内容、きちんとした内容に私はしていかなければいけないなと思っています。その立場から次の質問に移らせていただきます。

平成28年と29年の2年間で一般廃棄物処理基本計画を策定するという予算が組まれて、説明がされました。この基本計画の概要と策定委員会などの策定作業の体制について教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 計画の概要と策定委員会など計画策定作業の体制はとのご質問でございますが、まず、一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、当該市町村における廃棄物処理に係る基本方針を定める法定計画でございます。

本計画の構成としましては、ごみに関する処理基本計画と生活排水に関する処理基本計画の2本立てとなります。

また、基本方針として定められる項目は、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みや一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項、分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項などがあります。

次に、計画策定作業の体制としましては、関係各課と外部の有識者などで構成する一般廃棄物処理基本計画策定委員会を組織し、市民からのアンケートなどにより集約した意見も踏まえ、協議、検討し、策定してまいります。

さらに、計画の内容につきましては、笠間市環境審議会の意見を聞いてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 確認をしたいんですけども、一般廃棄物処理基本計画をつくる際、いわゆるごみ処理基本計画のところと、それから、生活排水処理基本計画、両方きちんと入っているところとあるんですけども、先ほどの説明だと2本立てでいくとおっしゃっていますから、この二つがちゃんと入ることだろうと思うんですけども、そのことでいいのかという確認と、それから、策定作業の体制についてなんですけれども、関係各課、あるいは市民の代表、それから、市民にアンケートとったりというふうにご答弁されたわけなんですけれども、先ほどの問題は非常に業者の問題でした。それから、この後、お聞きしますけれども、し尿問題についても、非常に業者の問題が問われているわけで

す。そういう意味で言うと、この基本計画をつくる際に、笠間市が許可をしているとか、あるいは委託をしているとか、そういう事業者の意見等々も反映をされるような、あるいは一緒に議論するような、そういう体制でなければ実効性のある計画に私はならないと思うんですが、そういう観点、そういう問題意識についてはお持ちなんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 事業者につきましては、本計画、施策に利害関係があることから、委員構成には入れないという考えであります。策定作業を進めるに当たっては、事業者からいろいろな意見を聞き取りして対応してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） その聞き取りの方法、市民はアンケートをするというふうに言っていますけれども、事業者に対するアンケート等々ということもやりながら、事業者の意見も。利害関係があるとおっしゃったんですけれども、実際に委託をされている、あるいは許可をしている事業者って、この計画で利害関係と出てくるんですか。率直に言って、事業者の代表も市民代表の中にも含めるということもあっていいと思うんです。この辺というのは、やっぱり利害関係というのが問題になってくるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 業者、それぞれ、いろいろな事業者がおりまして、そういった中では、今の状況を判断しますと、やはり計画策定のメンバーというよりは、現状あるいは経営状況等を聴取していくのがよろしいかというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） ということは、策定委員会のメンバーには入らないけれども、そういう把握できる、それから、意見もきちんと策定委員会に届けられるような、そういう体制をつくるということでお約束をしていただけるんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） やはり事業者の意見は、意見として委員会の中で報告をして、皆さんに計画策定に当たっての参考としていただきたいと思いますと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） それでは、その基本計画の中身を策定するに当たってなんですけれども、ごみ関係の処理主体の状況なんです。これはエコフロンティアと、それから、笠間・水戸環境組合の環境センターと二つに分かれて今ごみ処理行政というのが進められているんですけれども、この体制はどうなんですか。二つの体制のままでいくのか、あるいは一本化していくのか、どちらなんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） ごみ関係の処理主体、委託体制の一本化とのご質問でございますが、本市のごみ処理体制は、合併時から、笠間地区についてはエコフロンティア

かさま、友部・岩間地区については水戸市内原地区とともに環境センターで、それぞれ処理が行われております。

しかしながら、エコフロンティアかさまの熔融施設は、平成36年度までの稼働予定でありまして、37年度以降のごみ処理体制を検討していく必要があります。一方、笠間・水戸環境組合の環境センターでは、平成32年度から水戸市が脱退することから、友部・岩間地区のみの処理となり、さらには、処理施設の老朽化に伴う長寿命化などの施設更新等の課題も有しております。また、ごみ収集方法につきましても、笠間地区と友部・岩間地区では分別の種類や収集回数が異なることなどの課題があります。

このように、ごみ処理体制につきましても、さまざまな課題があると認識しておりますので、平成28年度から2カ年の一般廃棄物処理基本計画策定作業の中で、現状と課題を整理した上で協議、検討してまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 今の説明聞きますと、当面は二つの体制のまま今の状態が続かざるを得ないというふうな認識でいいんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） とりあえず、この2年間の中で、そういった今後どうするかという部分も含めて検討をしていくこととなります。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） ということは、計画策定段階で計画ができたときに一本化されているということもあり得るということですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 一本化という意味がいろいろあると思うんですけども、2年間で計画ができたから即一本化というものではありませんけれども、将来の処理場の問題、あるいは収集体制、そういったものを含めて、一本化できるかどうかも含めて検討をしていくということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 要するに二つに別れて、分別の方法等も違って二つで回っているわけじゃないですか。これ将来の減量化の計画等々、そういうことを含めたら一つになっているのが理想だと思うんです。処理場二つあっても一つにするということは可能なことだと思うんです。私のほうは、そういうことをお聞きしているんです。

一本化というのは、別に処理場を1カ所にしなさいとかということを行っているわけじゃなくて、そういう計画の一つ、笠間市の一つの計画というふうに計画ができたときになっているのか、あるいは計画は一つだけれども中身は二つと、今のような状態のままになっているのか、そういう意味でお聞きをしたわけです。だから、計画ができたときというのは一本化になっていないと、計画つくるの私は無駄になるんじゃないかなというふうに

思うんですけども、どうなのでしょう。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 一本化の検討に当たりましては、ごみ処理施設の今後のあり方や地区ごとに異なる収集体制、ごみの出し方、分別方法等を整理する必要もございますので、それらも含めて、一本化も含めて検討をしてみたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） それ一本化しないと無駄じゃないですか、せっかく計画つくるわけですから。別々になっているんだったら工夫をして一緒になるように、そういうような計画になるように頑張ってください。頑張ってくださいというか、そういう方向でぜひ進めていただきたいというふうに思います。そうじゃないと、せっかくつくる意味ないです。

それから、家庭ごみの問題だけではなくて、し尿のことについてもお伺いしたいんですけども、これも処分先がやっぱり二つに別れているので、二つの体制になっているということなんですけれども、実は、これ3年前の12月議会で、私、し尿と浄化槽清掃業務の現状について質問をさせていただいております。当時、質問をさせていただいたときは、業者さん3社あって、3社の業者さんからは今の体制を維持してほしいという要望が市に出されておりまして、しかし、旧笠間地区の方々からは1社しかない。今回請願も出ているようなんですけども、1社しかないから、非常に競争原理が働かなくて、料金等々についても問題があるんじゃないかと、そういう意味で複数社にしてほしいというような、そういう要望が出ている現状があったわけです。

質問の中で、私ども指摘をさせていただいて、執行部とも認識を共有させていただいたんですけども、旧笠間市が1社になっている理由は、許可が1社だとかということではなくて、いわゆる公共下水道、あるいは農業集落排水、旧笠間じゃないですけども、農業集落排水、そういうものが整っていけば合併処理槽って減っていきます。そうして、もう一つは、人口も減っています。ある意味、業者さんのやはり仕事量の将来的なことを考えたら、やっぱり減っていかざるを得ないだろうという、そういう現状もあるでしょう。そういう中で、今、市民から出ている要望だとか、それから、業者さんから出ている要望、どういうふうに解決していくんですか。

そう考えたときに、一つは、二つに分かれているこの許可体制を一つにするということも必要じゃないんですかということも申し上げました。それから、もう一つは、やっぱり仕事量、これは生活排水ベストプランというのが公共下水道関係でこれからどういうふうになっていくかというのは計画がありますよね、プランが。そういうプランの中で、業者さんの仕事が将来的にどうなっていくのかという見通しを立てながら、きちんと業者さんの意見や要望も聞く、そういうコンセンサスをとる場も必要じゃないんですかということもご提案を申し上げたんです。市長のほうからは、そういう業者のを聞く機会というのは設

けなければいけないと考えていますという、そんなような内容のご答弁もいただいているんですけれども。そこで、この生活排水プラン推移を見きわめたし尿処理の仕事量の見通しの作成だとか、今申し上げた業者さんとの意見交換というのは、これまでやられてこられたんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 業者と経営状況や今後の業務量の推移を含めた内容で一斉に意見の聞き取りは行っておりませんが、個々の業者とは、それぞれ市民からの苦情に対する対応や技術的な作業内容の確認などについて断続的に意見交換を行ってきたところでございます。

なお、先ほどもご説明申し上げましたけれども、平成28年度からの一般廃棄物処理基本計画の策定に当たりまして、経営状況を含め許可業者から意見などを聴取してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） ということは、苦情だとか作業の問題とか、そういうことでの業者さんとの意見交換というか、業者さん等の意見を聞くというのはやったけれども、先ほど申しあげましたこれから先の公共下水道の整備状況を見きわめて、業者さんの仕事量がどういうふうになるのかとか、そういう将来展望を含めた、将来展望ということの立場に立った、そういう議論とか意見交換というのは、これまでなかったということなんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） そこまでの話し合いはしてございませんでした。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） となりますと、そういうことが必要だというふうに申しあげて、そうだというようなニュアンスの答弁もいただいているんですけれども、一体、これまで3年間、何やってきたんだというふうに私は言いたくなるんですけれども、それが一つと。

もう一つは、許可体制、二つに分かれているじゃないですか。これを一本化する。一本化、一本化とさっきから言っていますけれども、一つにするということを、この基本計画策定の中では、そういうことも含めて検討されるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） し尿及び浄化槽汚泥処理主体、許可体制の一本化とのご質問かと思っておりますけれども、本市のし尿及び浄化槽汚泥処理体制につきましても、合併時から、笠間地区については筑北環境衛生組合、友部・岩間地区については茨城地方広域環境事務組合において、それぞれ処理をしておりますが、これらの施設は老朽化が課題となっております。また、し尿浄化槽汚泥の収集運搬体制につきましても、処理場が異なることから地区を分けた体制となっており、許可業者につきましても、地区別に許可をしてい

るという課題があります。

このように、し尿浄化槽汚泥の処理体制につきましては、ごみ処理体制と同様にさまざまな課題があると認識しておりますので、平成28年度から2カ年の一般廃棄物処理基本計画策定作業の中で、現状と課題を整理した上で地域の特性に応じた効率的な生活排水対策を協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 現状と課題って抽象的に言われると、そうですかというふうにしか言いようがないんですけども、いわゆる問題意識持っていただいているんですかということをお聞きしているんです。許可体制じゃないですか。本来であれば、許可体制だから委託でもないです。直営でもないです。ある意味、行政の責任というのは、許可体制だから、事業者さんの主体性に任せるというのが許可体制なんです。そういう意味で、放りっ放しにしないでいただきたいということなんです。許可体制であっても、笠間市のし尿、それから、浄化槽の汚泥の問題については、やっぱり行政きちんと責任持つべきだろうという、そういうスタンスの一つは立つべきだろうと思うんです。そうすると、この許可体制、許可をしている業者さんと、やっぱりきちんと意見交換する必要があるんじゃないですか。そういう認識、そういう意味で、きちんと持っていただいているのかということと。

もう一つは、3社でしょう。2社と1社でしょう。これ1社のほうがやっぱり問題だという意見は出ているわけじゃないですか、市民から。ということは、これ3社一緒になって競争原理が働くような体制というのが一番理想なわけでしょう。そういうことも問題意識持っていただいて、この処理基本計画の策定に当たっていただいているというふうにならざるを得ないんですけども、そういうふうには認識できるような答弁していただけないか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） し尿浄化槽汚泥の処理量ですけれども、友部・岩間地区については横ばいの傾向でございますが、笠間地区についてはやや右肩上がりの傾向となっております。

笠間地区のし尿及び浄化槽汚泥の発生量につきましてはそういう状況でございますので、現状では、現在の1社体制でも適正に安定的に処理ができていますという状況でございます。また、1社独占ではないかというご質問でございますけれども、平成28年度からの2カ年の一般廃棄物処理基本計画策定の中で、処理施設の今後のあり方の検討とともに、許可業者の増減数や収集地区割の見直し等も含めて検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） だから、そういうふうには言われちゃうと、また聞かざるを得ないんです。許可業者ってふやせないでしょうという認識で、この前、前の質問のときは認

識一致しているんです、人口減と。横ばいだってというふうにおっしゃっていますけれども、これから公共下水道、どんどん、どんどんできていったら、横ばいになるわけじゃないじゃないですか。公共下水道が配備されていけば減るじゃないですか。そういう将来的な見通し含めて、きちんとコンセンサスとる必要があるでしょうと、ふやすとか減らすの問題じゃないでしょうと私は言っているんです。今の体制の中で、今、許可して事業をやっていただいている業者さんとのコンセンサスきちんととらないとだめでしょうと、その上での基本計画にしないと、意味が、実効性が出てこないじゃないんですかということですか。

それと、もう一つは、独占体制なんて私は言っていないです。競争原理が働くということも必要でしょうと、競争原理が働けば価格競争というのが起こってくるわけですから、市民の不満だって、そこで解消されるかもしれません。そういう意味で、一つの許可体制にするという必要性あるでしょうと、そういう必要性についても認識して、この基本計画の策定に入っただけなんですかということをお聞きしているんです。その認識は持っただけでいるということですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 公共下水道や農業集落排水の整備や普及状況、担当部署のほうに実績等を確認しておりますけれども、そういった中では、現在、余り大きな変化は認識しておりません。

また、先ほども申しましたけれども、許可業者の件、あるいは地区割の件も含めて検討をしていくということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） ちょっと非常に消化不良というか納得できないんですけれども、このまま多分続けても同じような話しか部長のほうからは出てこないでしょうから、これでこの質問をちょっとやめさせていただきます。

次の3問目の笠間市の公益通報保護体制について質問させていただきます。

笠間市の内部告発や外部の公益通報に対する対応の現状についてご説明ください。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 13番石松議員のご質問にお答えいたします。

現状についてのご質問でございますが、国が平成18年4月に公益通報者保護法を施行したことを受けて、市では平成19年に公益通報制度について協議を行い、笠間市職員等の公益通報に関する要綱を平成20年3月に制定したところでございます。

要綱において、市の内部告発ができる通報者は、市の職員や非常勤職員、臨時職員、市の施設の管理業務に従事している職員、市と請負契約をして市の事務事業に従事する職員と定めております。また、この要綱に定めていない労働者からの通報は、外部からの公益通報となります。

市の対応でございますが、内部告発につきましては、秘書課が窓口となり、副市長を委

員長とした公益通報委員会において受理、不受理を決定し、必要な調査を行い、事実が判明した場合には、告発や再発防止のために必要な措置を行うこととしております。外部の労働者からの公益通報は、法の趣旨及び市の要綱に準じて、通報内容に係る担当課において対応しているのが現状でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 平成18年4月の公益通報者保護法の施行を受けて要綱をつくられたということなんでしょうけれども、この公益通報保護法の中身と、それ以降、平成20年6月に内閣府の国民生活局長から、公益通報者保護法に関する体制整備の要請というような内容が、文書が来ているはずですが、22年にも消費者庁次長からも、体制を整備してほしいという要請の文書が出ているんですけれども、これらの文書の内容を含めたご認識というのは何かお持ちなんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 市の認識ということでお答えさせていただきます。

国民の安心や安全を損なうような企業の不祥事が、事業内部の労働者からの通報を契機として明らかにされている事実を踏まえ、法令に違反している行為について、公益のために通報を行った労働者が解雇や不利益な扱いをうけることがないように、通報者保護に関するルールを明確化するとともに、事業者にも、国民の生命や身体の保護等にかかわる法令を遵守させることを目的に定められた法律であると認識しております。

以上です。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） もう時間ないんであれなんですけれども、内部統制のシステムを確立、市役所の中身のシステムを確立するという意味では、今、市がついています要綱で、私は十分とは言いませんけれども、一応役割は果たしているだろうなというふうに思うんですけれども、国民生活局長だとか消費者庁のほうから指摘をされているのは、市ですよ。市ということは、先ほど言った外部の公益通報というのがあるわけじゃないですか。外部の方が市に自分が働いている企業の問題、今回の先ほど質問したような問題もそうなんですけれども、内部告発がやっぱり安心してできるような、そういう体制をつくるべきじゃないか、つくっていかなきゃならないというようなことだと思うんです。

今の現状というのは、市役所の内部の内部統制を確立、システムをきちんとしていくという意味では大丈夫でしょうけれども、いわゆる職員じゃなくて市民からの公益通報があった場合というのは、きちんとした体制とられていないんじゃないですか。私は、その体制というのは必要だと思うんですけれども、そういう体制をきちんと整備、今後していくという、そういう方向性はお持ちじゃないんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 公益通報者保護体制整備の必要性というようなことでござ

いますが、職員等からの内部通報につきましては、先ほど議員から言われましたように、笠間市職員等の公益通報に関する要綱により対応しております。また、外部の労働者からの公益通報につきましては、法の趣旨及び市の要綱に準じて通報内容に係りのある担当課において対応しているところでございます。

しかし、今回のような事案も考慮いたしまして、外部からの公益通報者への対応する体制づくりが必要であると考えております。外部からの公益通報者の取り扱いを定めた要綱を策定していきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） いつになく明快な答弁で、ありがとうございます。きちんと策定をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 以上で石松俊雄君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時07分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、15番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

○15番（萩原瑞子君） 15番政研会の萩原瑞子でございます。通告に従いまして、一問一答方式での一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

笠間市は高齢者が安心して住みなれた地域で暮らすために、さまざまな状態にある高齢者を支え合う体制づくりに取り組んでおります。中でも、平成9年に制定されました介護保険法によって、高齢者の生活環境は大きく変わりました。介護保険制度は3年ごとに制度改正が行われて今日に至っております。

高齢福祉の2項目についてお伺いいたします。

一つといたしまして、平成29年4月から実施が予定されている介護予防生活支援サービス事業について、お伺いをいたします。介護保険法の改正で、笠間市としての介護予防、生活支援サービス事業実施に向けて、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 15番萩原議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、平成29年度から今までと同様なサービスを引き継ぎます介護専門職員による通所と訪問介護を実施する基準型と、新たにさまざまな担い手による地域資源を生かした生きがいくりのための通所サービスや生活支援のための訪問サービスなどを実施する予定でございます。ことしに入り、市内事業所へ説明会を開催し、事業実施に向けての概要を示すとともに、実施への意向調査なども行ったところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。簡単に、これから29年度に向けて変わるとすれば、簡単にですけれども、どういうところが変わるのかご説明をいただけますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 基本的には、要介護・要支援の認定を受けてサービスを受ける方々については変わりございませんが、29年度からは介護審査会を経ずに、高齢福祉課などの窓口で25項目の項目に該当する・しないというようなことの判定で新たな介護サービスを受けることができると、そういうものが新たに出てまいりまして、これが先ほど言いました地域資源を生かした生活支援、訪問サービスということになりますので、より一層地域に根差したものになってくると考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 今のご答弁の中には、窓口の審査で地域資源を生かしたというようなご説明をいただいたと思うんですけれども、その地域資源なんですけれども、そうしますとこれから各自治体が個別にやっていくというような方向性もあるわけですか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） その地域資源ですので、施設が従来どおり提供するものと、各地域人材とか場所とかの考え方があるかと思いますが、それによって提供できるサービスも種々変わってくると思います。ただ、基本的には介護保険法の中で実施するサービスですので、基準的なものは同じ、それプラス何ができるかというものが自治体によって変わってくるものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 今おっしゃった最後の部分なんですけれども、やはり地域によって変わってくるというようなところが大事なかなと思うんです。こういうのは法律の中で全国一律でサービス等を受けていくわけですから、地域でもって変わっていくというのは29年度から変われる部分に大きな位置を占めるんじゃないかと思ひまして、今回の一般質問をさせていただいているわけなんですけれども、その部分がある程度ここで明確にさせていただいて、皆さんでそれを共有していきたいなと思っております。

笠間市としては、独自でやる部分というのはまだ見えないんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 冒頭でも申し上げましたように、継続して事業所で行う部分プラスアルファその事業所での人材を確保していただいて、通いのもの、新たなサービスを提供していただける事業所もあるかと思ひますし、また、新たな場所を設置して、そこでサービスを提供するという、いわゆる許認可よりももうちょっと緩い感じの事業所を開いていただいて、そこで実施していただけるサービスも可能かと思っておりますので、今その中で継続して事業を実施していただける事業所に、冒頭、説明会を開いて手を挙げ

ていただく・いただけないということもありますし、今後はその中で既存のNPOであったり、そういう意欲のある方々の掘り起しなどを含めて、笠間らしいというか、そういう事業所をふやしていきたいということで考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そうしますと、地域に事業所というのは許認可というか、認可がある程度なくても地域でもって支え合いながらできるような場所を市としては推進していくというような方向性でしょうか。ごめんなさい、よく受け取れないものですから。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 介護保険法での施設になりますので、指定はいたします。ただ、そこに事業者の専門の者が何名いなければだめだとか、そういう縛りは緩くなる事業所ということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 29年度に向けての今からの準備ですけれども、そういった感じで、やはり地域でもって自分たちが地域の人たちを支えようというような居場所みたいなをつくって、そこにやることに対して市はそういうことを支援していくというような感じで受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） そのとおりでございます。そういう方々を探してというか、そういう場所をなるべく多くして、現在笠間市では地域ケアということで、地域の要介護・要支援を必要な方々について、地域の人たちが見守りをしていただいていますけれども、それをよりきめ細かくというところで考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そうしますと今要支援というお言葉が出ましたけれども、現在要介護者に関しては29年度からは別に変りはないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 変わりございません。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） では、次にまいります。今までずっとそのような感じでお話をしてきたかと思うんですけれども、要支援の方の今後の対応についてはどのようになりますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 新しい制度によりまして、介護予防生活支援サービス事業を受ける場合には、高齢福祉課の窓口で本人や家族の要望を聞きながら、基本チェックリストによりまして日常的な状況を聞き取り、従来の介護申請が適切か、また、新たな介護予防生活支援サービスの利用がいかを判断いたしまして、介護予防生活支援サービス事業

の利用が適切であるという場合には、生活機能調査を行いまして、この事業の対象者であるかどうかの確認を行います。

従来の介護申請の場合、要支援などの認定の場合には、認定調査、また、審査会を経るということがありますので、認定までは一、二カ月を要していたということがありますがけれども、新たな介護予防生活支援サービスの利用に当たりましては、1週間程度でその利用の決定がなされるということで考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 一人一人の方の窓口チェック表ですか、そういうものに対してどのような支援をしていくかという判断を決めるというようなご答弁をいただいたんですけども、日常生活のチェック表というのは、身体的にどのようなものができるかというもの为主なものだと思うんですけども、私は今回の質問のためにいろいろパソコンを見たり、新聞を見たりで目にとめたことがあるんです。それは日常生活の窓口チェック表の中に、ある自治体では、自治体独自で一人一人の歩んできた経験とか経歴とか趣味とか食べ物の嗜好なども取り入れて、取り入れたものに対してその人がどのような人生を送ってきたかということを知り、その人一人にきめ細かな対応をすとか、その人に対して尊重した態度で対応するというようなことをしているというような自治体もあったと思うんですけども、やはり日常のチェックの中に、身体的なものよりも、その人がどのような人生を送ってきて、その人がこれからの人生に対してそれらを引きずるという言葉は何ですけども、それらをよい思い出として、また、その経験を自分のこれからの人生の糧として生きるためには、もっともっとチェック表というのを細かにしていくべきじゃないかなと私は思ったんですけども、そういう観点からいかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） サービスを受ける方にとっては、より適切なサービスを受けるには、そういう事業所にとってもそういう情報が大事かとは思いますが、まず最初に判断する場合には、生活支援をどの程度受けるのがよいのかというのがまず基本かと思っておりますので、まずそちらで判断いたしまして、次に、ケアマネジャー等がご自宅に伺いまして、ご家族やご本人どのようなことがしたいのか、議員おっしゃったような生活歴等を聞いて具体的なサービスをケアプランをつくり、また、それが事業所等の調整会議の中で利用者が納得いくような形でのサービスが決まっておりますので、まずは、基本的にはサービス、どのような状態なのかというのを確認してから、他の自治体での事例では、最初からそういう生活歴等をお聞きするということですが、笠間市の場合には2次での確認ということで対応してまいりたいと考えています。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そのような感じで、やはりお一人お一人の人生というものを大切に、これからの支援というものを考えられるんじゃないかと思ひまして、笠間市として

もそれは審査の過程でやっていくということですので、安心をいたしました。

次に入ります。

地域包括支援センター職員については、専門職員の配置が義務づけられております。その専門職の方々の状況は今どようになっておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、介護支援専門員を、高齢者人口によりまして、3職種配置することとしております。このことは昨年4月に条例により定数を定めておりますので、その条例に基づき人員配置に努めて事業を実施しております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 3職種の専門職の方、実状では、現在の包括支援センターの中では何名必要で、今それが充足されていますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） それぞれ4人ずつの配置が必要となっております。現在不足している職種がございますが、4月に向けて確保に努め、4月では条例どおりの配置で対応してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 現在は不足しているけれども、4月からは充足されてというようなお話ですので、今までも皆さんで助け合って仕事の支障はないものと思います。

私がお伺いしたときに人数も足りないということを伺ったんですけれども、この専門職の方たちというのは正職員なんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 正職員というか嘱託職員で確保している部分もございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 専門職となりますと高度な技術や知識が要されますので、仕事自体も重要な位置を占めるのではないかと思います。やはり正職員として働いてもらうのが理想なんですけれども、働く方によっては選んで自分で雇用の形も、嘱託でいいとか、パートでいいとか、相手方にとってもそういった選ぶ権利はありますし、そういった形で働いているのかと思いますけれども、なるべくでしたら正職員として採用して、きちんとして働いていただきたいと私は思うんですけれども、そういった正職員との関係はどのような形になりますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 正職員の職種として保健師であるとかその他の職種がございますけれども、ケアマネジャー等の高齢者の対応ということ言えば、ある程度の経験、知識、前歴等が必要になってまいります。笠間市の場合で言えば、12名の職員をそこに集

めるといのはなかなか難しい状況がございますので、その場合に、現在ですけれども、他の施設や今までの経歴の中で適任な経験を積んだ方をより多く採用して、そこで対応し、高齢者の方に適切なサービスを提供したいということで考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 専門職は12名ですね。そうしますとその中で専門職員というのはいくつになるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 専門職員は12名です。

○15番（萩原瑞子君） ごめんなさい、正職員として採用される方。

○福祉部長（櫻井史晃君） 4名です。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 本当でしたら全員が正職員として働いていただきたいと思うんですけれども、先ほど申しましたように、働く方たちの希望もあるでしょうから、そういったことで私は了解したいと思いますけれども、なるべくでしたら専門職員として働いていただきたいと思います。また、その専門職員の方々の研修や連携についてはどのようになりますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 笠間市は、平成25年から地域の医療、介護などの専門職の連携と情報共有などを図るために地域包括ケア会議を毎月1回定期的に開催しております。その中で、医師やリハビリ専門職、薬剤師などからの講話や困難事例の検討を行うことで問題解決の方法や地域課題の抽出を行いながら、多職種間の連携強化と専門職の質の向上を図ってまいっております。

また、平成25年8月に笠間ケアマネ会というものを設立しまして、地域の介護支援専門員のネットワークを構築しまして、介護支援専門員の地域定着、スキルアップなどの研修会、勉強会などを実施しております。また、さらに各職種ごとにそれぞれの事業所において研修なども行っているという認識でおります。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 研修等はきちんとやっているものだと思いますので、今お話の中にありました包括支援会議ですか、多くの関係している業種の方たちとの支援会議という名目でしたか、これが1カ月に1度行われているのは。そうですね。私もこういう会議あるということを知りまして、一度傍聴したいなと思っていたんですけれども、なかなかその機会がないままに今日に来てしまいました。こういった多くの方たちが一堂に会して意見交換をするってすごく大事だと思うんです。これからますます高齢者がふえてまいりますから、いろいろなところでの意見というものを尊重しながら皆さんで進んでいただきたいと思います。と思っています。

その上で、今の会議の中に医療関係の方も出ていらっしやるんでしたかしら。特に、支援関係者と医療機関との連携とはどのようにになりますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 先ほど申しました会議には、延べですけれども、医師が16名、歯科医師1名などが会議などにそれぞれ参加しまして、問題ケース等について意見交換をしておりますし、口腔ケアということで在宅の寝たきりへの対応なんかの歯科医師が積極的に参加をさせていただいているというような状況もございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 支援に対して本当に皆さんでもって意見を交換しながら、大切に取り扱うという言葉は失礼ですけれども、対処しているということがよくわかりました。

以上で一つ目の項目を終わります。次にまいります。

29年から実施される新規事業に向けて、笠間市は既に準備を進めていることがわかりました。事業の内容の介護予防、生活支援には住民が主体的に参加し、みずからが担い手となっていくような地域づくりが必要とあります。

次に、2項目目で、住民主体の支援について、地域住民の参加に求めるものはどのようなことでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 新しい介護予防、先ほど申し上げていますように、日常生活支援事業においては、専門的なサービスは介護事業所が提供しまして、その他の多様なサービスについては、いわゆるボランティアの方やNPOなどの方々の支援が必要なニーズを持っている方に合ったものを提供できるよう地域づくりを目指していくということになっておりますので、今後多くの団体への説明会を行いまして、地域の方々の積極的な参加によるサービスの提供体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そうですね、これから特に団塊の世代がたくさんリタイアしておりますので、そういった方たちを含めてボランティア養成というのは大事だと思いますので、行政としてはこれからの支援体制に住民を巻き込む形で数多くそういった養成を含めて、宣伝というんじゃないんですけれども、介護のあり方自体に住民によく説明していただきたいと思っております。

次に、地域づくりについてはどのように考えておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 介護または高齢福祉の観点での地域づくりにつきましては、地域での見守り体制が必要であると考えております。現在、介護の必要な方に対しまして、近隣の方の協力による在宅ケアチームの設置などを進めておりますけれども、さらに日常的な地域の方たちが交流により見守りができる体制づくりが必要であると思ひまして進め

ているところでございます。

市では、現在介護予防のための運動教室、シルバーリハビリ体操指導会、また、スクエアステップリーダー会に運営を委託しまして、それぞれシルバーリハビリ体操が58カ所、スクエアステップ教室が30カ所、教室を開催しております。身近な場所で気軽に参加していただくことにより、介護予防と合わせて、日常的な見守り支援や孤独感の解消にもつながっているものと考えております。

また、地域の元気な高齢者が地域における居場所づくりや住民主体の生活支援事業における担い手となり活躍していただけるよう、地域において気軽に集まれる場所をつくりことが必要と考えまして、平成28年度はモデル的に池野辺地区に地域のくつろぎの場としてのコミュニティーカフェの実施も考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 社会福祉協議会の中でも、今地区社協、支部社協ですか、そういった設立に向けて住民説明を行っていると思うんですけども、一時はそれが進んである程度できたかなと思うんですけども、このところ、そういった支部社協が進んでいないのかなと地域も見られるんですけども、社協との連携についてはどのように考えますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 行政においては、高齢福祉と社会福祉協議会での生きがいづくり事業を社会福祉協議会で行っているということもございますので、地域に根差した社会福祉協議会の事業の推進が必要だとは思いますが。その中でまだできていないところがあるということであれば、社協の方には人材を確保していただいて、支部社協の設立に頑張ってもらえばと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。私の知っている範囲でも、支部社協がある所は結構地域の方を巻き込んで居場所づくりみたいなことを日常的にしている所もあるんですね。支部社協の役割というのはすごく大切じゃないかなということを思いました。

先ほど池野辺地区の話が出ましたけれども、やはり池野辺地区も公民館を主体として社会福祉協議会の中の支部社協も多分設立していると思うんです。そういった所でこれからやるようなお話も聞きましたので、やはり支部社協のあり方というのは、これから地域の中で見守り、居場所づくりには欠かせないものじゃないかなと思っております。

私、今回この一般質問しようという思いになっていたところに、知り合いの方からお電話をいただきました。この方は八十二、三歳の方なんですけれども、聞いていただきたいことがあるので来てもらえますかというようなことだったので、私もお伺いしましたら、とてもお年には見えず、元気はつらつとした方でした。

この方がおっしゃるのは、最近とてもご近所づきあいが希薄になって寂しいと言うんで

す。何かあったときに、ちょっとどこかへかけていく場所がないということでした。日ごろは元気で、自分で今自転車に乗ってどこへでも買い物に行っているんだけど、日常的におうちにいると、ご近所さん、どなたともお話しする機会もなく、お会いすること自体がなくなってきた、日常がすごく寂しいんだと言うんですね。それで自分で歩ける範囲というか、ご近所の皆さんが歩ける範囲ぐらいな所にそういった居場所があったら、私はそこでもっともっと元気になれるんだし、また、ご近所でもそういった方を一緒にお連れして、そういう所でお茶飲みができるような場所がほしいんだよねというお話だったんですね。

今笠間市は空き家対策ということをしています。それもその方はよく存じていて、空き家がそっちこっちにもあると言うんですね。そういう所を笠間市として借り上げてくれて、そういう所を私たちの居場所として提供してくれたらいいんじゃないかなというお話だったんです。

ですから私、笠間市としては、これから29年度4月から変わる今回の法律に基づいて、地域でもって支え合うということをやっていますので、これからそういった状況になっていくと思いますので、そういった意見を私も伝えますし、そういった状況をこれから見届けていただきたいなということでお話をしてきました。

本当に高齢者がどんどん多くなってきておりますので、そういう方たちが介護認定を受けないためにも、要支援の間に、要支援の時期を一日でも多く保てるようにこれからしていくものだと思いますけれども、身近な所でできるということを前提に考えていただきたいと思っておりますが、そういう点について、いかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） そのような計画づくり、実施体制を進めるというようなことで現在進めておりますので、29年4月にすべての地区で網羅できるかどうかということについては、さまざまな人材であるとか、場所であるとか、問題があるかと思っておりますけれども、最終的にはそういう体制に笠間市がなるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 安心いたしましたし、私もそのようなことに対して全力で支えていきたいと思っております。

次に、担い手の発掘、養成についてですけれども、部長の答弁の中に地域でもってというお話がたくさん出てきておりますので、地域ということはやはりその地域の方たちの協力、ボランティアがなければ成り立ちませんので、そういった担い手の発掘、養成については、どのように考えておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 事業実施に当たっては、まず第一に、地域の中での担い手となる方の発掘、発掘といったら失礼になるかもしれませんが、人材が必要となってまいり

ますので、人材を含めた、先ほどの場所の問題であるとかありますので、人材であれば育成などを行うための施策としまして、今後生活支援コーディネーターの配置を予定しております。その生活支援コーディネーターという者に地域の中に出ていってもらって、体制づくりの助言などをしていただければと考えております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、先ほど事例として議員がおっしゃったように、地域の中では住民のかかわりが希薄になっていることや、地域全体の人口減少などがございいますので、人材の確保に課題があるものと思います。時間をかけて適切な長続きをする体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 確かに地域の交流が今希薄になっていますね。一番よくわかるのは、どなたも関心というか、感じていると思うんですけども、各家庭を訪問するときにチャームを押していくんです。私たちの年代はある程度そういうものだと思っているんですけども、今の80歳ぐらいの方々は、おたくを訪問するときにいちいちチャームを押すというような経験を若いときにしてないんですね。玄関あるいは廊下の方に回って、こんにちはと言え、すぐその方とお話できたような状態を若いころ過ごしてきた方たちが、今自分がどこか訪問するときに、チャームを押していくということに物すごく抵抗があると思うんですね。そういうことも、やはり地域のきずなというか、地域の交流の希薄さが出ているんじゃないかなと私は思っております。

それも社会現象の一つですから、仕方ないことですが、そういった思いで、地域に集まれる場所の確保というのは、元気なうちから本当に気軽に訪ねられて、多くの人とのコミュニケーションをとり、高齢者のよりどころとなり、安心できる場所となるものと私は思っております。高齢社会が加速されて、団塊の世代が後期高齢者になる、今よく問題にされておりますけれども、2025年を見据えて、高齢者支援は今後大きな問題となっていくものと思っております。

支援は行政だけでは人手不足で懸念されます。今からの取り組みが必要であり、元気な高齢者の方々はできるだけ支援の手伝いをお願いするということで、お手伝いをするによって生きがいづくりにもなってまいります。地域での支え合いで、笠間市民の健康年齢が日本一になるよう願っておりますけれども、やはりそれに対して行政側としては、住民に呼びかけ、住民の理解をもらうということがこの事業を進める上では大切なことではないかと思っております。そういった住民への説明を今後地域において細かくというか、どういった単位で行っていくのか、そういった計画があれば教えていただきたいと思いません。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 地域に出て説明をする、どのようにということですが、現在その計画を立てているところでございますので、先ほど議員がおっしゃった社会福祉

協議会、3地区ございまして、支部社協があるというような地区でありますとか、あと、行政区においての区長さんへの説明、また、人材の確保でいうと、さまざまな施設へ出向いての説明というような方法が考えられますので、それを組み合わせながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 29年4月に向けて、市民全員が新しい事業に取り組めるように、行政としてもしっかりと住民説明をしていただきたいと思います。

次にまいります。

家族介護者の支援についてです。

新規事業では、介護予防生活支援を住みなれた地域で行っていくこととなります。在宅での生活が多くなると思われれます。そこには家族介護者が重要な立場となります。現在においても在宅で介護を受けている方は大勢いらっしゃいます。現在の家族介護者への支援はどのようになっていますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） できる限り住みなれた地域で安心して生活できるような体制づくりを進めまして、現在でのケアの充実を図っているところですが、介護サービスなどを利用して家族の介護負担はふえて大きくなっているということがございます。家族の介護負担がふえることにより余裕がなくなり、また、虐待につながるケースなども考えられますけれども、今後とも充実を図ってまいりたいと思いますが、現在家族介護用品の支給など物理的な支援と合わせまして、介護者が相談しやすい体制づくりのため、平成26年11月には地域の医療機関や介護事業所などの協力を得まして、8名の認知症相談員を配置し、身近な場所での相談支援の充実を図っております。

また、地域のコミュニティーづくりとして、平成28年2月に「認知症カフェ」をモデル的に実施いたしまして、約30名の方に参加していただきました。認知症相談員や専門員の方を交えまして、日ごろの介護に関する悩みなどを話し合っていたいただき、参加者からは好評を得たところでございます。

今後、要支援者本人や介護をする家族が相談したり、情報交換をできる場、いわゆるほっとできる場の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 介護者の会というのもあったように記憶しているんですけども、介護者の会としての活動はされておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 介護者の会というものは、現在笠間地区で一つ活動はしているというものは確認しておりますけれども。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 笠間地区のみだったんですか。私は全体的な介護者の会かなと

思っておりました。やはり介護者の方の心のケアというのはすごく大切だと思うんですね。

実は、私の母が102歳になるんです。つい最近まで脚もしっかりしていたし、頭も本当に孫、子どもたちの携帯電話5人分ぐらいを記憶していましたので、安心していたんですけども、ここ数カ月、みるみるうちに弱って、脚も物につかまなければ歩けなくなった状態ですし、頭の方でも介護している兄嫁を、泥棒呼ばわりしたりして、私もこれは困ったなと思いながら、毎日兄嫁が24時間、365日見てくれているんですけども、これは介護をしている人がまいっちゃうんじゃないかなという思いで、いつも胸にそういった思いがあつての今日なんですけれども、介護者の方が元気はつらつでない、見てもらう人というのはそれなりの生活というのができないんですよ。

最近、新聞でも報道されましたけれども、専門家がいらっしゃる施設であっても、虐待等が報じられておりますので、やはり家庭、在宅にいる介護者の方を行政としても介護者の方がストレスによって疲れて体調を崩さないように、温かい支援をこれから継続的にしていただけるよう、私からお願いいたしまして、今回の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩し、1時から会議を再開します。

午前11時48分休憩

午後 零時55分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

20番小藺江一三君、9番蛭澤幸一君、12番西山 猛君が所用のため、退席しています。

次に、18番大関久義君の発言を許可いたします。

○18番（大関久義君） 18番市政会の大関久義です。先に通告しました、笠間市の観光事業について、「空き家政策推進室」事業についての2項目について、一般質問をいたします。質問は一問一答方式で行いますので、執行部のご答弁よろしくお願いいたします。

まず最初に、笠間市の観光事業についてであります。

笠間市の観光については、これまでいろいろな事業を立ち上げて実施してまいりました。笠間稲荷神社を起点としておりますが、笠間の陶芸もまた大きな観光資源となっております。笠間市のホームページを見てみると、それらがよく理解されると思われまふ。初詣から始まる笠間稲荷神社への参拝、3月の国際アカデミー音楽祭、ゴールデンウィークでの陶炎祭、佐白山のつつじまつり、かさまの新栗まつり、笠間の菊まつりと、ざっと数えましてもこれだけあるのであり、そのほかにも桜まつりとか、夏祭りとか、いろいろな企画がされていると思われまふ。

しかしながら、観光客数に関しましては、まだまだであると言わざるを得ません。何とかしなくてはとの思いは我々市議会も執行部も同様に感じているわけでありまふ。

そのような中で、新規事業に示された観光振興事業にて観光事業のために平成28年度より実施される予定でありますさらなる観光の推進のため、民間の専門的知識を有する職員の配置等が予算化されました。このような事業の取り組みについては、以前にも笠間市は商工観光課内に専門的職員が配置された経緯がございました。今回また取り入れることとなるこの新規事業の内容について、その目的及び効果について、お伺いいたします。以前にも配置されましたが、今回も商工観光課内に配置になり、観光戦略室を新設することとありますが、以前との役割の違いと具体的にそれらをどう行っていくのか、お示しいただきたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

さらなる観光の推進のための民間の専門的知識を有する職員の配置についてですが、今起用が予定されているのは民間の大手旅行会社JTBの社員であります。

本市はこれまで年間を通じて観光客を誘客できる通年型観光地を目指し、平成20年度から民間の大手旅行会社の人材の派遣を受け、観光推進マネージャーとして配置し、民間の柔軟な発想や専門的な知識を生かし、笠間観光協会と連携して観光資源の発掘や笠間市の特性を生かした旅行商品の開発に取り組み、市内を周遊する笠間発見伝、水戸市・笠間市・大洗町との広域連携による着地型旅行商品などを企画し、販売を行ってまいりました。

今後は、日本を訪れる外国人旅行者が増加している状況や2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、本市においても外国人旅行者の誘客が課題となっておりまますので、このような観光を取り巻く環境の変化に対応し、新たな企画、戦略により施策を実施するため、新たに民間が持つ情報やノウハウを求めて民間から職員を起用するものです。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） この新規事業、今部長の方から答弁がありましたが、新たな笠間市への波及効果について、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間市への新たな波及効果についてでございますが、民間が持ちますノウハウを生かしまして、これまで進めてきた観光誘客等につきましても、より戦略的に新たな企画を立てまして、外国人旅行者の誘客の促進や着地型旅行商品のさらなる充実を図りまして、観光客数をふやすことを期待しております。

また、市の職員におきましても、やはり民間の情報収集やその情報を活用するようなそういう仕事の中での経験ができますことによりまして、さらに意識を高めて、また、スキルも向上して効果的な事業の実施ができるというふうに考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そのような観点からそういったものをつくっていく、そういう

人員を行っていくということですが、採用に当たってはどのような基準で選出されたのか、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

採用に当たってはどのような基準で選考されたのかというご質問でございますが、内容で選考されたのかというご質問でお答えさせていただきたいと思っております。

専門性の高い分野につきましては、企業の専門性やノウハウを生かすために、企業側に人選をお願いし、紹介をいただいたところでございます。今回は観光事業を推進していくために、大手企業であるJTBに依頼をし、誠心的に仕事をこなしている方で、これまでの経験やノウハウを生かし、笠間市の観光施策を企画・立案できる方ということで3名の方を候補として選出させていただきました。その中から、現在、県内の市町村との受託契約により魅力発見事業を担当しており、ウェブに強く、英語が堪能である40歳代の方を選考したものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 前のときに専門職を採用したときは、たしか近畿日本ツーリストだったと思うんです。今回、JTBの職員を採用するとのことでありましたが、それらに一番期待すること、何を望んでおりますか、お聞きいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 先ほどもこの事業についての概要の中で申し上げましたけれども、前回につきましては、通年型観光地として着地型の旅行企画等を進めていくことを期待しての採用でございまして、今回につきましては、外国人旅行者が増加している中、外国人旅行者の誘客に向けまして戦略的に新たな企画を立てながら進めていくということで、たまたま旅行会社は違いますが、期待するところにつきましては現在の状況の変化に対応して、新たな取り組みを進めていくということでの起用でございまして。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 40代の英語が堪能な方というような方と、あと、いろいろなノウハウを身につけている方だということでもあります。

専門職の配置は非常に大事なことでありと考えられます。どの課、どの部署においても、それは言えると思うわけでありまして。現在の笠間市では、課長級、補佐級の異動が早すぎるように感じられるのであります。活力や意識の改革の上においても、民間の専門的知識を有する職員の配置も必要と考えますが、現職員を育てていくこともそれ以上に重要であると考えて一人ではありますが、前回の専門的知識を有する職員の配置があったときのその後の効果について、どのように変化があったのか、具体的にお聞きしたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 前回の専門的知識を持った職員の配置につきましては、

平成20年に観光推進マネジャーとして専門的な知識を生かしまして、通年型観光地に向けた取り組みを進めてまいりました。特に、着地型旅行商品の強化を図るために、笠間観光協会の旅行業登録や着地型旅行商品の企画販売等を主に担当して取り組んでいただいたところです。

その効果、実績で申しますと、観光協会においては平成22年3月31日に旅行業の登録を取っております。その後、旅行企画商品の販売等を行いまして、平成22年度は、笠間観光協会全体では1,456人に対して300万強の実績でございましたが、平成27年度の2月末現在では、5,275人に対しまして6,630万円ほどの実績を着実に上げてきております。また、その中でも、笠間発見伝、笠間市内をめぐる着地型の旅行商品につきましても、22年度は122人で100万円強の販売実績でございましたが、27年度は705名で、2月末時点で400万円近い販売実績ということで、着実に販売を伸ばしてきたところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） この事業は2019年の茨城国体や2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光客の誘致や外国人旅行者の受け入れ体制の整備など、戦略に基づいた事業を展開する予定とされるが、どのような事業を展開されるのか、それらについてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 新たな戦略に基づいた事業の展開についてでございますが、やはり外国人旅行者の誘客につきましても、これまでも県と連携し、海外での観光フェアの出展や外国人旅行者向けの商品を扱うエージェント、旅行代理店等へのセールス活動などを行っております。

さらには、受け入れ側の整備の検討等も進めている中、そうしたことについて、有機的に戦略を持って効果的に実施していくということに取り組んでまいります。それぞれ受け入れ側の態勢整備等についてもあわせて事業を進めていくということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。それでは次の質問に入ります。

同じく観光振興についてであります。これは拡充事業であります。笠間市外国人旅行者受入事業について、平成28年度事業での外国人旅行者受入のため、ギャラリーロード商店街に多言語案内板を設置することや、外国人接客、外国語講座の実施等が予定されておりますが、それら一連の事業内容について、お伺いをいたします。インバウンド対応外国語研修会の開催、これも新規事業であります。接客のための外国語講座については、具体的にどのようなことをなさっていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 接客等のための外国語講座についてでございますが、対象としましては英語で、必要最低限知っておかなければいけない単語や使って便利な単語

など、接客の際に必要な英語を習得していただくことを考えております。回数につきましては、1回につきまして一、二時間程度で、週1回のペースで二、三カ月、約10回程度を今のところ想定して準備を進めております。

また、この講座につきましては、迎える側の機運を高めることや、英語を声に出して話すことで外国人の接客について抵抗感をなくし、なれていただくというようなことも狙いの一つとして開催するものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 英語を対象としたいということでありまして。多言語案内板という項目がありますが、これも英語を対象にしていくのか、それともそのほかの言語、多言語という項目があります。多言語というのは英語だけではないと思うので、それら案内板についてどのようにしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 多言語案内板についてでございますが、2種類ほど計画をしておりまして、一つは英語と日本語を表記しまして、観光施設等を誘導する方向案内板を設置する予定でございます。また、もう一つは、より多くの外国語に対応できるようにスマートフォンなどを活用して読み取ることができるQRコードを11カ所に、別にこれを設置する予定でございます。これはQRコードを読み取ることによって最大では15カ国語まで表示することは可能ですが、必要な言語を選択して情報を提供してまいりたいと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） QRコードによって15カ国語まで大丈夫だということでありまして。多言語案内板について、ギャラリーロード商店街をモデル地区として設置することでありまして、その内容と実施について、また、今後の取り組みについて、ギャラリーロードの後も計画があるのか、含めてお伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） ギャラリーロード商店街をモデル地区として設置することについてのご質問でございますが、訪日する外国人旅行者の受け入れのための取り組みといたしまして、市では、商店会、笠間工芸の丘、茨城県などと外国人を受け入れるための検討を進めてきたところでございます。

モデル地区といたしましては、ギャラリーロード商店街のみならず、ギャラリーロード周辺地区といたしまして、訪日する外国人旅行者に対しての受け入れ整備のモデル地区として、ギャラリーロードに英語と日本語の方向案内板を4基、スマートフォンなどでQRコードを読み取ることができるものを11カ所に計画をしております。

今後につきましては、モデル地区での経過や状況を踏まえながら、また、今後の外国人旅行者の動向等を踏まえ、そしてさらにはそれを迎い入れる商店街や観光施設等からの意

見などを参考にしまして、新たに整備する箇所をふやしていきたいというふうには考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 多言語の案内については、笠間の案内、紹介などパンフレット等についても考えておられると思いますが、それらについてはどのように計画されるのか、また、その種類についてはどうされるのか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） パンフレット等についてでございますが、パンフレットについては、既に平成27年度事業において、3種類のパンフレットについて多言語化を進めております。一つは笠間市の観光を総合的に紹介します、観光施設等の場所等も含めて細かく説明しております「笠間観光ガイドブック」について、これを英語版として作成しております。また、笠間市の文化や代表的なイベント等を紹介する概要版での「笠間ガイド」というものがありますが、こちらにつきましては、日本語のほか、英語、中国語の簡体字で2種類、それから韓国語について作成しております。

また、先ほどの笠間観光ガイドブックの持ち歩き版として折りたたんでポケットに入るサイズの「笠間ポケットガイド」というものを作成しております。こちらについても、英語、中国語、韓国語での作成を行っております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） これらは主に東京オリンピックに向けた外国人旅行者の誘客を図るための事業と説明がありましたが、どのように誘客を図っていくのか、今後の計画についてお伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 今後の誘客についてでございますが、新たに設置されます観光戦略室と、あと、専門の民間からの起用によって寄与されます職員において、新たな企画戦略を練りながら、特に外国人旅行者につきましては、県との連携が必要でございますので、やはり県がモニターツアーやいろいろ外国のメディア等の誘客も進めているところと連携をいたしまして、笠間に来ていただくような取り組みと、あと、先ほども申し上げましたが、国内においても外国人を対象とした旅行商品を企画販売している代理店等への営業活動を進めて、誘客に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。それでは次の質問に入りたいと思います。

3. 笠間稲荷門前通りの整備について、平成28年度も引き続き、道路の整備と街並みや景観づくりに向けた地区計画を策定するとのことであるが、それらについてお伺いをしたいと思います。

最初に、道路整備について、お伺いをいたします。これまでに整備してきた部分、平成

28年度に整備される部分、予算では3,000万の予算が計上されておる事業であります。景観に配慮した道路整備ということではありますが、それらについてお聞きいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 大関議員のご質問の道路整備について、お答えをいたします。

平成24年度から実施している笠間稲荷門前通り整備につきましては、今年度末までに全体約410メートルのうち、約282メートルの整備が完了をいたします。

平成28年度につきましては、平成27年度繰り越し分と合わせまして、常陽銀行角から大町富士山線の入口まで、約128メートルの道路排水整備を実施する予定でございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） ずっと道路の事業については続けてきております。道路の整備についてはこれで終わりなのか、今後も行われるのか、計画についてお伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 道路整備の今後についてでございますけれども、門前通りの整備につきましては、平成28年度に予算化をいたしました大町工区分で完了となります。なお、荒町部分につきましては、道路側溝や道路の改修や側溝、また、歩道の修繕など、地元の方との話し合いを行いながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 道路についてはそれらで整備は終わるということであります。

門前通りの街並みや景観づくりに向けた地区計画が発表になりました。内容について及びメリットについてをお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 地区計画につきましては、これまで地域の方々と話し合いを行ってまいりましたが、合意が得られましたことから、笠間稲荷門前通りに面した土地や建物に対して、建物の高さの制限、建物の用途、笠間の朱色の活用などを都市計画法に基づく地区計画の都市計画を決定しまして、年度内に実施をする予定となっております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） その地区計画の策定ということではありますが、市内には他の地区でも地区計画の策定されている箇所があると思います。ほかには何カ所あるのか、また、策定後の効果については、どのような効果が見られたのか、お伺いをいたしたい。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 他の地区の策定箇所のご質問でございますけれども、市内での地区計画の策定箇所は4カ所ございます。場所につきましては、旧笠間の石井北部寺崎地区、笠間駅北地区、友部は南友部地区、岩間につきましては安居・押辺地区でござ

います。

策定後の効果につきましては、地区計画の区域内に居住する皆様の協力によりまして、地区の計画の制限内容に適合している建築物を建築していただきまして、適正な都市機能と健全な都市環境が確保されたと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 今回策定される景観づくり、地区計画はどこからどこまでの地域を予定されるのか、また、街並み景観づくりでの制限等、先ほどちょっとありましたが、どう計画実行されていくのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 今回の地区計画の範囲でございますけれども、荒町角から常陽銀行角までの約500メートルの門前通り沿線を予定してございます。

制限といたしましては、建物などの高さの用途や看板の設置位置、外装など、これらのルールにより街並みの景観をつくっていくものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。それでは、次の質問に入ります。

4. 旧井筒屋本館及び周辺事業について、平成28年度の事業内容について、お伺いをいたします。また、今後の事業内容と実施計画について、あわせてお伺いをしたいと思います。

山口市長の施政方針の中では、笠間市稲荷周辺事業については、旧井筒屋本館を交流拠点とするため、曳家を含めた耐震補強、改修工事を実施していく。周辺整備についても、遊歩道の整備や本館東側の民間による商業施設や宿泊施設等の誘致を進めていくとの方針でございました。旧井筒屋本館及び稲荷周辺事業のそれらを含めてお答えをいただきたいと思っております。

まず、旧井筒屋本館事業、この事業費は1億8,578万の計上であります。耐震補強、移転される予定であるこの事業費の内容、内訳をお伺いしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 大関議員のご質問にお答えをいたします。

平成28年度の旧井筒屋本館及び周辺事業の内容でございますけれども、本市の観光の中心である笠間稲荷周辺は観光客の滞在時間の減少などの利用などによりまして、以前と比べましてにぎわいが低下している状況でございます。

地元商店街では町の魅力向上に向けた事業を展開しているところでございますが、市に置いても笠間稲荷周辺のにぎわいを取り戻すため、笠間門前通りの整備にあわせて、旧井筒屋本館の耐震補強と改修を行い、旧井筒屋本館をランドマークとした周辺整備を実施してまいりたいと考えております。

本館の工事内容につきましては、曳家及び基礎工事を含めた耐震補強改修工事を行い、

観光インフォメーションセンターや歴史紹介コーナーなどを整備し、利用活用をしてまいりたいと考えております。

周辺整備につきましては、本館東側に民間による商業施設や宿泊施設の誘致を進めるとともに、旧井筒屋を中心とした門前通り、笠間日動美術館、大石邸跡、佐白山、稲荷駐車場などを散策できる遊歩道等を整備し、自然、歴史、芸術などに触れ合えるエリアの整備を行ってまいります。

事業費の内訳でございますけれども、旧井筒屋本館の耐震改修整備に要する工事としまして、約1億5,000万円及び工事監理費委託とて550万円を見込んでおります。また、曳家後の前面の広場整備として約3,000万を見込んでおり、合計1億8,550万円の事業予算を計上したところでございます。

本館の整備費は資材費や労務単価の変動などにより変更の可能性がございますので、耐震補強には約3,500万、改修費に約8,500万円、電気機械設備に約3,000万円を想定しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 建物の改修工事費に約8,500万ということでありました。前の説明の中で、説明の中というのは、我々の議会の中でありますが、あの井筒屋は当初民間事業に委託をして活用をしていくという計画で最初進んでまいりました。で、民間委託業者が撤退したために、今度は市の方でその整備を進めていかなければならないという状況に陥って、現在に至っております。

その中で、当初、あの建物を笠間市が取得したとき、建物については無償、それで土地代だけであるよという形の中で取得し、今の事業に入ってきているところであります。旧持ち主は、屋根の部分は改修をして現在に至っていると思います。今回の建物の改修工事の中にその屋根の部分はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 屋根のかわらの部分のご質問だと思いますけれども、現在の本館のかわら、震災直後にもとの所有者が修繕をいたしまして、現在金属製のかわらぶきとなっております。笠間市で今現在検討しております、昔の当時の趣を景観等を踏まえまして整備するというので、今のかわらから以前の形の極力戻したいということで、金属がわらから日本かわらにふきかえを計画しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それは多分昔の形に戻したいという形の中での思いだと思うんですけども、一般の市民の目線から見た場合はもう直っているというふうに思われると思います。昔の当時の日本がわら、いわゆる和がわらに戻したいという思いというのは、今の金属のかわらではどこがまずいのか、これに要する費用というのはどれだけ見ているんですか。日本がわらに直した場合の費用は。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

金属製のかわらの部分につきましては、耐用年数等が15年から20年ということで、その都度経年の劣化が生まれて、さびが出るということで維持費がかさむということがございます。その際に作業等によりまして、足場を組むなどの多額な維持費がかかってまいります。そのようなことを踏まえまして、将来のコスト面も考えまして、ふきかえは有効なものと考えているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 将来のことを考えるとということではありますが、聞くところによると、屋根工事の部分で1,600万ぐらいかかるんだという話もお聞きしております。それらが無駄でないということをきちっと示していただきたいと思います。

そして我々に示されましたこの井筒屋の図面、立面がこれであります。その次のページに1階から3階までの平面の図面が示されました。そこで、この平面の計画の中でお聞きをしていきたいと思っております。改修後の1階部分について、トイレについてお尋ねをいたします。男女ともに1カ所だけのトイレの計画であります。1カ所だけでは少ないと思われまますが、想定利用者についてはどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 1階部分のトイレのご質問でございますけれども、トイレの利用については、本館施設利用者だけではなく、門前通り周辺を訪れる観光客の利用も想定する必要があると考えております。

現在、この周辺には、稲荷駐車場や山麓公園に公共トイレがあるほか、門前通りではおもてなしの事業としてトイレを貸し出す事業を実施しているところでございます。十分に対応ができると思われまますが、現在策定中でございます本館裏側の周辺整備計画の中でもトイレの設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。十分にその辺のところの集客数を踏まえた中での設置、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、この平面図の中なんですけど、2階部分についてお伺いをしたいと思います。

2階の部分でありますけど、2,000万円別の予算組みが計上されております。整備される歴史展示コーナーについてはどのように整備され、活用されていくのか、お伺ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 2,000万円の計上してある2階部分の事業費でございますけれども、2,000万円につきましては、概算費としてご説明をしたものでございます。平成28年度の当初予算で計上している展示委託において、整備費は精査してまいりたいと思っております。詳細につきましては、平成28年度に展示内容の設計を行いまして、その結果により

事業費を算出してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 要は、まだ完成した後に、そういうものを2,000万の計上をしてこれから検討をしていくという回答だと思います。集客を図る、ここが起点となる、そういうような拠点となるような施設としていきたいということでもありますので、十分にその辺のところは配慮をしていただきたいというふうに思っております。投資が無駄にならないように、ぜひその辺の配慮は十分をお願いしたいと思います。

続いて、3階部分についても同様にお伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 3階部分につきましては、大小二つの会議室を設けまして、2階の歴史的関連の企画展や講演会などの実施、また、多目的利用が可能な施設と考えております。また、一方の部屋は旅館当時の趣を残す畳敷きにするなどして、利活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 会議室として利用するということでもあります。2階、3階の観光客の利用については今後どのように考えていくのか、そういう中でお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 観光客の利用でございますけれども、本館2階につきましては、笠間城や笠間の偉人の紹介などの歴史的なコーナーを設置をいたす考えでおります。

3階につきましては、先ほども申しましたけれども、大小二つの会議室を設け、2階の歴史展示関連の企画展や講演会の実施など多目的利用が可能な施設と考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、旧井筒屋本館を観光の交流拠点とする計画についての整備計画であるわけではありますが、旧井筒屋本館は今言っているように3階建てであります。先の議会全員協議会の中では、エレベーター設置について多くの要望がありました。2階、3階、交流の拠点とする建物であれば、エレベーターを設置するべきではないかという意見が多数出されました。どうされるのか、検討されたのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） エレベーターのご質問でございますけれども、エレベーターにつきましては、検討した結果でございますけれども、本館脇に別棟として設置をする形での検討を行いましたけれども、別棟であっても本館の増築となりまして、本館についても現行の建築基準法に適合した形で改修をしなければならないというような結果が出

ております。

具体的には、本館の主要な構造を準耐火構造にする必要がありまして、そうすると現在の趣のある木造3階建ての歴史ある建造物の保存という現在の考え方から方針が変わってまいります。

また、エレベーター設置に係る費用等でございますけれども、概算で算出をいたしますと、本館の準耐火構造化に約5,000万円、エレベーター設置に約3,000万円、これに設計に要します費用額を加えますと、現在設計額で約1億5,000万に約1億円近くが増額となる試算結果が出ております。これらのことから、エレベーターの設置は現在のところ断念をしたいと考えているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 多額の費用がかかるということであれば、いたし方がないとは思いますが、これからは観光客の動員については、若い人じゃなくて中高年の観光客が主になってくるんじゃないかというふうに思われるのであります。そういう懸念から議会側でもそういう発言をしているというふうに思っておりますので、できる範囲の中でもう一度検討していただければというふうに思っております。

それから周辺整備についてお聞きをしたいと思えます。

遊歩道整備、本館東側の民間による商業施設や宿泊施設等の誘致を進める点について、計画をお伺いしたいと思えます。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 以前から課題となっております今現在、本館裏側の事業者の誘致でございますけれども、いろいろな形で企業等にもPRというか、資料等をお送りしまして、募集をかけているところでございますけれども、まだ現在目立った進捗はない状況でございます。先ほど申しましたけれども、本館の裏側につきましては、そういうレストランや宿泊施設、そういうものを建築をして進めていきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。それでは次の質問に入りたいと思えます。

笠間市の観光事業の今後について、お伺いをしたいと思えます。

現在の観光客の誘客についてはどのように考えているのか、また、来客数はどの程度あるのか、月別の来客数を把握されているのかも含めて、そういうものを把握しているとしたら、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間市の観光事業の今後についてでございますが、本市においては、これまで歴史、芸術を原点とする資源と、市民のアイデアを生かしたイベントにより観光振興を図ってまいりました。

本市観光事業の今後につきましては、加速する人口減少、少子高齢化により観光客の減

少が懸念され、その変化への対応や2019年の茨城国体や2020年のオリンピック・パラリンピックなどを見据えた新たな観光戦略が求められており、既存のイベントの拡充や笠間ならではの食や陶芸などを生かした体験などによる着地型旅行商品の充実と合わせまして、外国人旅行者の受け入れ体制づくりなどを促進しまして、誘客に努めてまいりたいと考えております。

観光客数につきましては、平成26年度の観光動態調査によりますと約350万人が笠間市を訪れております。月別で申しますと、やはり初もうでを中心に1月は90万人を超える観光客がごさいます。それから4月のつつじまつり、陶炎祭の時期で、4月、5月につきましては多い状況となっております。5月については約55万人ということです。それから菊まつりが開催されます10月から11月にかけては、週末にいろいろなイベント等もありまして、10月で約52万人、11月で約78万人といった状況でございまして、少ない月は7月と9月で4万人台というふうになっております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 観光客をふやす手段としては、早急に取り組んでいかなければならないのが新たな集客手段というものであるというふうに思っております。これらはバスでの集客が一番であると思っております。現段階では、どのくらいのバスが来ておりますか。要は、1月90万、4月と5月で55万等々、今本市を訪れる観光客の数が示されましたが、バスの受け入れはどのようになっていますか、お聞きいたしたいと思えます。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） どれくらいのバスが来ているかということですが、先ほどの26年度の観光動態調査によりますと、貸し切りバスを利用して笠間市を訪れた方につきましては、アンケート等のサンプリング調査によりまして約22万人ということで、350万人の約6%でございます。どの方面からとか台数につきましては、調査の対象になっておりませんので、把握はできておりません。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 今まで来てくださっている方は観光バスじゃなくて、それ以外の利用方法で来ているのが主だということでありまして。観光バスがもっと来ていただければ、この2倍、3倍の来客数が予想されます。今は50号線、あるいは355号線、あるいは北関東自動車道等々を利用されている方が多いと思えます。

そしてこれからは観光面も含めまして、私はつくば方面が大切な動線になってくるように思っております。隣の石岡市にある県フラワーパークでは、つくば市と直結のトンネル、朝日トンネルが開通されてからは観光客数が激増されたとのことでありまして。今では園内を周遊するバスまで運行をされ始めました。

笠間市でも、吾国山道祖神峠にトンネルをつくり、つくば方面からのバスの観光客を取り入れる手段を進めるべきであると思えますが、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 道祖神峠のトンネル化を進めて、つくば方面からの観光客誘客に努めるべきということについてでございますが、道祖神峠のトンネル化につきましては、地元からの請願もあり、交通安全の確保や、観光、物流による地域活性化等を期待しまして、現在県への要望をしている状況でございます。

笠間市の観光や産業へのトンネルの効果につきましては、トンネルがあれば効果はあると考えますが、その費用に対してどの程度効果が期待できるのかということにつきましては、検証することが必要であると考えておりますので、県への要望の中でもその効果についての検討を要望しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） もっと積極的な答弁がほしいわけでありまして。我々、道祖神のトンネル化については、笠間市議会全会一致にて茨城県の要望書も提出しているところでもあります。そしてまた、これができることによって、笠間市の観光、それから笠間市の活性化、それらにとってはとっても重要なことであると私は確信をしております。昨年12月には山口市長にも茨城県への要望に行っていたところであります。早急に取り組むべきであると思わますが、山口市長にお伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 私に対しての質問でございますが、道祖神峠の隧道化、トンネル化ということよりも、大関議員の質問からすると、観光の面からそういう道路トンネル化が必要なんじゃないかなという質問だと思いますので、そのことを含めて、観光の振興についてもお答えをさせていただきたいと思っております。

これからの笠間の観光の振興というのは、施策の中でも、これからも今後も非常に大切な施策だと私は思っております。ただ、一方で、国内の人口縮小ということで、国内の観光客の笠間への誘致というのはもちろん必要でございますが、あわせて先ほど来ありますように、海外からのインバウンド、そういうものも受け皿づくり、そういうものをしっかり営業を含めてしていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

参考までなんですが、昨年の状況でありますと、笠間の二つのホテルに、一つには120人、一つには50人、そして駅前の観光案内所には120人の外国人が宿泊したり、案内所に訪れております。これは二、三年前からすると少しずつ伸びている状況でございますが、絶対数としては少ないですけれども、こういう受け皿をしっかりと対応していくということが必要だと思っております。

それと、国内で笠間の観光を考えますと、やはり首都圏からマイカーで訪れる方、そういう方が非常に多いということが調査上も出てきております。

そこで、つくばも外国人も多いですし、つくばまで電車で来て、そこからバスで来るなんていう人も結構いるみたいなどころもありますので、そこでトンネル化が必要だということで大関さんの質問になると思うんですが、トンネルの、あくまでも、ご承知のとおり、事業主体は県であるということでありまして、議会からの要望もいただき、私どもも県の土木部の方に要望に行った経緯がございます。

その後2回ほど、しからば茨城県として本当に吾国山のトンネル化をすることによって、笠間市と石岡という感覚じゃなくて、茨城県全体の中でそれに及ぼす、例えば経済的な波及効果とか、観光面での効果とか、そういうものを県の立場で広域的に考えていくための勉強会をスタートしましょうということで、第一弾として、県と笠間市と石岡市が入って勉強会を2回ほど実施させていただいた経緯があります。それは中身についても、ただ土木部とか都市建設だけじゃなくて、今回は観光課とか企画、そういうものも入った勉強会としてスタートをしております、来年度についても引き続きその勉強会を実施していくということでありまして、いわゆる観光面で本当にトンネル化をやったとき、向こうのつくば方面、首都圏の利用者がどのくらいの効果があるのか、それに伴ってどういう波及効果があるのかということは今後も引き続き検討をしていくと県の方も言うておりますので、我々もその中に参加しながら、いろいろ地元の考え方、意見を申し上げていきたいなと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 観光面だけで申しますと、非常に効果がどうのこうのという実証がなかなか難しい面多々あると思います。トンネルは観光化の上でも必要でありますし、そして旧笠間市全体含めた中でも今後必要になってくる重要なものだと思っております。そしてまた、県の方でも茨城縦貫幹線道路の一つの位置づけとして指定がされております。そういった中で今後も進めていくということでもありますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。観光については終わりにしたいと思っております。

そして次の空き家の件について、推進室の事業内容について通告をしておりましたが、時間が45秒を切ってしまいました。これは後にしていきたいと思っております。

そういった形の中で、観光面に関しては、やはりこれだけの人数が来ていても、バスが来ているのが少ないというのが実態として浮かび上がりましたので、それらを含めた観光事業を進めていっていただくことを強く要望しまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君の質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。2時10分に再開します。

午後2時01分休憩

午後2時09分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、4番小松崎 均君の発言を許可いたします。

○4番（小松崎 均君） 4番小松崎 均でございます。許可をいただきましたので、通告に基づきまして一問一答方式で質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

今回は大項目で覚せい剤事件について、そして前回積み残しをいたしました美しい郷土を後世に残したいという内容で質問をしてみたいと思っております。

覚せい剤の事件につきましては、事件発生後の経過と対策について、教育長から2月19日の全員協議会の中で、その経過と対策について具体的に説明をいただきました。評価をしておるところでございますけれども、二度と発生をさせないということにおいては、薬物乱用防止教育についての検証をきちっとしていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、その立場から質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず今回の、ことしの1月27日、神奈川県平塚市におきまして、笠間市内の中学3年生が覚せい剤の使用取締法違反で逮捕されたということが全国的に大きく報道をされたわけでございます。笠間市の将来を担う大事な児童生徒さんが逮捕されたということで、市民の皆さんは大変な驚きを覚えたことと同時に、残念な思いをしていることであると思っております。

言うまでもありませんけれども、覚せい剤というのは薬物の中でも常習者の多い薬物でございます。文献によりますと、興奮性が非常に強くて大脳中枢を刺激するということから、常習者が多くていわゆる中毒性精神病の危険性があると。そしてそのことによって、幻聴、幻覚、そして精神的攪乱という状況に至って犯罪に走っていく傾向が非常に強いわけでございますから、治療法もないということで、国を挙げて罰則を強化して必死になって中毒防止に取り組んでいるところであると思っております。

少し古い話ですがけれども、約2年前に警察庁の「平成25年の薬物情勢」という報告が報道にあります。その中で2013年に全国の警察で押収をされた覚せい剤、これが832キロあったそうでございます。この数字は前年の2.4倍にふえたと。統計の残る中で3番目に多いということで、13年ぶりに500キロを超えたという内容でございます。考えてみますと、押収されるというのはまさに氷山の一角でございますから、広く世間に出回っているというふうに考えて間違いのないと思っております。

先月の茨城新聞に、県警発表として、昨年1年間に薬物関係で県内の未成年者が11人摘発された。これは前年の3倍に近いというふうなことが載っております。これも乱用者のすべてが検挙されるわけではありませんから、広く出回って、まさに私たちの身近な問題にあるんだということを認識をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っている一人でもございます。

笠間市におきましても、今回の事件を含めて、薬物関係をしっかりと検証して、2度と発生させないという固い決意を持った取り組みが学校関係者を中心に、行政全体としてきちっと認識をして取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っておるところでございます。

今回の事件について、新聞報道では不登校状態というようなことが報道されておりましたけれども、教育関係者側ではどのようなこの生徒に対する対応をしていたのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 4番小松崎議員のご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいましたように、1月27日、市内の中学3年生女子生徒が覚せい剤を使用して逮捕されたという報道があり、大変なショックを受けたところでございます。大変残念なことでございます。二度とこのようなことがないように、しっかりと取り組んでいくことによって責任を果たしてまいりたい、そのように存じているところでございます。

この生徒にどのような対応をしていたかというご質問でございますが、不登校対策でやっているとおりの対応でございまして、その子にかかわる、そして不登校を少しでも解消するように取り組んできたところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 不登校の対策に取り組まれていたというお話でございましたけれども、まずこういう不登校の状況の場合に、例えば担任の先生なら担任の先生がまず家庭訪問をするわけでございますけれども、家庭訪問の状況というのはどういう状況だったんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。自席で。

○教育長（今泉 寛君） ただいま、自席でということですからこちらで答弁をさせていただきます。

家庭訪問をしたり、それから担任だけではなく、かかわる学年主任、それから生徒指導主事等もかかわって、登校できるよう促したり、本人の悩みを聞いたり、それから保護者とかがわったりしまして、学校への登校を促してきたところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 保護者との連絡体制もきちっと取れていましたし、家庭訪問もして対策をしていたということですが、いろいろな話をお伺いしますと、なかなかそういうふうに連絡がきちっと取れていなかったというお話もあるわけでございますけれども、多分そういう状況だったんだろうと思うんですが、担任の先生が何回か行っても、なかなか連絡が取れないという状況にあったと私は想定をしているわけでございます。

そういう場合に、例えば教育委員会に指導員の方とかいろいろな方がおいでになります

けれども、例えば校長先生はこういう不登校の生徒がいて、今非常に困っているんですというような情報を教育委員会の方に提供して、そして全体のものとして取り組んでいくという体制はなかったんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） いろいろケース会議というのを各学校で持ちまして、不登校の生徒、あるいは問題行動等のある生徒につきまして、それを解決するためにチームを組みます。そこに指導主事等が入ったり、それから関係者あるいは子ども福祉課の方が入ったりとか、そういうような形で話し合いを進めるということとはございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） そういたしますと、今回の部分については、例えばそういう不登校の生徒さんがいました。担任の先生は家庭訪問に行きました。そして同時に、ケース会議の中でいろいろ議論をしました。そして教育委員会の方にも、きちんとこういう状態が今ありますという報告もしてありました。そういうような取り組みをやったんだけど、なかなか連絡が取れなかったと。そして今回の事件が発生したということによろしいですね。流れとしては。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 不登校のところにつきましては、そのようなことになるかと思えます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 大変不登校の問題の生徒さんに対する問題、これは家庭の問題も当然ありますから非常に難しい部分もあるかと思えますけれども、やはりこういう問題が発生をしたということについては、どこかに課題があったはずですから、この部分についてはきちっと検証していただいて、二度と発生をさせないという取り組みをしていく必要があるのではないだろうかと思っております。

不登校の問題につきましては、全般的な中で再度質問させていただきますので、この事件についてはこれで終わりにしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君、この問題についてはまた後でやるということなんですか。

○4番（小松崎 均君） そうです。通告してありますように、不登校全体の、要するに、指導上課題のある生徒に対する実状について伺う、3番目か4番目に入っていると思いますから、その部分の中で質問をさせていただきたいと思えます。

次に行きますけれども、次の2番目の中で、今回の事件について、想定外の事象だったのかということをお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 11月10日に京都市内の小学6年生の男児が大麻を吸って逮捕さ

れたという事件がございました。また、1月22日に岐阜県の高校1年生の女子生徒が覚せい剤を所持して逮捕されたりするなどの報道があり、これは危機感を持っておりました。

しかし、本市におきまして、中学生が覚せい剤にかかわるような事件に巻き込まれるとは想定しておりませんでした。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 確かに想定するってなかなか難しいですけども、まさかというのもあると思いますから、やはり想定をしながら取り組んでいく必要もあったのかなというふうに思っています。

そういう意味では、新聞の報道によりまして、教育委員会の方からのコメントとして、経緯を確認して今後の対応を考えるというようなコメントが書かれておりましたので、想定をされていなかったのかなというふうなことは思ったわけでございます。

そういうことで、想定していなかったということでございますけれども、特に行政官庁である文科省からはいろいろな指導が出ていると思っています。特に、麻薬事犯の検挙者の6割から7割が青少年であって、青少年を中心に乱用の拡大があるということから、それぞれの学校でも根絶に向けた取り組みが必要だということで、いろいろな指導文書が出されていると思っております。

そこで、幾つか全般的な問題を学校教育上での全般的な質問をさせていただきますけれども、その前に指導する側として、児童生徒の薬物に対する意識調査、こういうものを実施、分析をしておられるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 各学校では、薬物乱用防止教育、そして薬物乱用防止教室というのを実施しているところでございますけれども、そういう授業とか、教室というのは講師を招いてのことですけれども、そういうときには必ず事前調査として意識調査を行い、その後、授業の後にはアンケートや感想文等で児童生徒の規範意識の向上に努めているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） ありがとうございます。これをやらないと、指導する側として一体どのレベルでどういうふうに指導していくのかとなかなか難しいと思います。いろいろな学校でもゼロということはないと思いますから、これだけ芸能人とか有名人の方が覚せい剤で検挙されるということが毎年毎年発生をしますと、感性の強い生徒さんの中には、格好いいとか、あるいは自分だけで責任を持てればいいじゃないかといった生徒さんがいてもおかしくはないというような状況ですから、そういうところをきちっと把握をしていただいて、場合によっては状況を見ながら個別的に指導を行うことも必要かと思いません。

そこで、道徳教育といいますか、お答えの中にありました通常の教育と薬物対策教室と

いいですか、そういうものもおやりになっているということでございますが、まず、一般的な授業の中での教育ですけれども、一般的には保健体育とか道徳とか、そういう形の中でおやりになると思うんですけれども、この頻度といいますか、年間にどのくらいおやりになっているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 薬物乱用防止教育ですが、小学校では保健の授業、それから特別活動の授業の中で行っております。中学校では、やはり保健体育の授業の中、それから特別活動の授業の中で行っておりまして、保健、それから保健体育の中では1時間の授業の扱いの中でやっておりまして、特別活動も1時間、そういう時間を取ってやっております。小学校の高学年から中学校3年生までそのように進めているところです。

それとは別に、薬物乱用防止教室というのをやっておりまして、これは1時間から1時間半、講師を呼びます。講師は警察関係者、それから医師や学校薬剤師などの医療関係者、スクールガードリーダー、ライオンズクラブの指導員等でございます。そのようなことを学校の中で特別に生徒を全部集めまして、集会のような形で薬物乱用防止教室として実施しております。

それから、議員おっしゃったように、道徳の授業も大変重要でありまして、道徳の授業の中で規範意識を高め、誘惑に負けない強い心を醸成しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） ありがとうございます。通常の授業での取り組み、あるいは薬物乱用防止教室の取り組み、きちっとおやりになっているようでございます。中にはやってないところもありますね。調べたところ。そういう意味では、笠間市内ではきちっとおやりになっているということで安心をいたしました。

ところで、こういうところに使用する教材ですけれども、これは行政側の方からきちっと配布されているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） まず、保健の授業ですけれども、これは教科書がございます。ですので、その教科書を使ってやっております。それから行政の方からというお話ですけれども、特別活動においては、行政の側というよりも、養護教諭の部会とか町に教育研究会がございまして、そういう中でお互いに情報交換して、教材を持ち寄りまして進めたりというようなことでやっております。それから生徒主事等もかかわって、そのような部会の中でつくっていった教材、お互い交換してやっているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） ありがとうございます。教材なんかも、私が前に勤務していた場所の宇都宮市なんかは、行政の方できちっと漫画の形状とか、いろいろ工夫しながら学校に配布をして、それを有効に使っているという例もありますので、その部分について

は、教育委員会とか、教育関係者のみならず、行政の方からもきちっとそういう関心を持っていただいて、そういうところに知恵を出していただいて、いろいろな情報といいますか、そういうものも提供することも場合によっては必要かなというふうに思っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 議員さんの方からご意見をいただきましたけれども、今回まさにそれをやろうとしているところでございます。薬物防止乱用教育の推進委員会を立ち上げてまして、そこで教材作成を今まさにやっているところです。きょう、実は今委員会をやっております。第2回目の委員会をやっているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） ありがとうございます。積極的に取り組んでおられるということに対して、本当にお礼を申し上げたいと思います。薬物乱用防止教室であるとか、通常の授業の中でのそういう取り組みについて、どうしても参加できない、そういうところに参加をしない生徒さん、児童さん、そういう方も中にはおられると思うんです。常時やられているわけではありませんから、1年に1回というふうな状況ですと、どうしても出られない生徒さんがおられると思うんですが、そういう場合についてはどういう対応をするんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） ここで不登校の問題が出てくるかと思うんですけれども、先ほど不登校について、小松崎議員の方からいろいろご質問がありましてお答えしたところですが、この事件と不登校はイコールで結びつけることはできないと思っております。不登校だから覚せい剤をやったということではありませんので、そののところだけは強くお話ししたいと思っております。で、休んだり、何だりしている生徒について、どうするかということ、これは実は反省点でありまして、休んだ生徒や不登校だった生徒がそういう学習が抜けるということで、そこをしっかりとやっていきたいと思っております。

○4番（小松崎 均君） 議長、済みません。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 不登校についてはまだ質問しておりません。通告どおりにやりますとこの次になりますから、その辺はご理解をいただきたい。

今回の質問は、つまり1年に1回とか、その部分に参加をできない通常の生徒さんがおられるでしょう。不登校じゃなくて。その人たちはそういう授業といいますか、薬物関係に対する教育を受けないわけですよ。1年に1回だとすると。そうだよ。だって休んでいけば出れない。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎さん、質問しているときは、こっちは質問しない。質問に集中してください。

○4番（小松崎 均君） 例えば、通常の道徳教育の中が一つあります。もう一つは薬物乱用防止教室というのがありますね。薬物防止乱用教室というのは1年に1回ぐらいでしょう。それに出れない生徒さんがいる。出れない生徒さん。この人たちにはどうしているんですかという質問。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

休んだ生徒についてですね。その時間は決して同じことはできないんですけれども、その資料を生徒に渡したり、それから家庭の方にも必ず薬物乱用防止教室というのをやりますと、学校便りなり、保健便り等を出すことに学校はしております。それを家庭に配布しまして、家庭の方でも教育してくれるように、そういう啓発資料を送ったりというようなことで対応しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） わかりました。その次に、先ほど薬物乱用防止教室に関しては警察関係、医療関係、そのほかライオンズクラブとかいろいろなところから講師の方に来ていただいて、それでいろいろな教えをしていただくと。確かに、ライオンズクラブなんかは全国的に薬物乱用防止委員会というのをつくって、そこで指導員を養成するといいますが、養成をして、学校側の要請に応じてそこに行くという実態はあります。岩間のライオンズクラブでも5人ぐらい資格者がおりますので、そういうところは有効に活用するということが必要だと思っておりますが、部外に100%頼るということもいいんですけれども、保健体育とかそういう授業もあるわけですから、学校の先生方の中で、この人にはやってもらおうという先生を絞り込んで、その先生方に専門的な講習とか教育とか、そういうところに行っているようなことというのは考えておられるんですか。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 薬物乱用防止教室では講師を呼んでやっておりますけれども、その形がありますので、研修は必要だと思っておりますけれども、特別にそういう先生を育成すると、そういう方向は考えておりません。

むしろ、多様な講師をローテーションで回すような方法を今考えているところでございます。先ほど言いましたように、警察関係者は、例えば甘い言葉で誘う、それからだますとか、そういう手口について非常に詳しいところがございます。医療関係者はそういう医療的なこと、薬物の危険性について非常に詳しいところがあります。その他、ライオンズクラブの指導員の方は、どうやったら断われるか、それからネットを利用した場合にどんなまずいことがあるとか幅広く答えてくださいます。ですので、それぞれの講師の持ち味をローテーションで回すことによって、いろいろな立場からの人の話を聞くことが非常にいいのかな。あるいは、薬物経験者、経験された方の話を聞くことも大事ななと思って

いるところでございます。そういうところを今計画を進めているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） ありがとうございます。

次に、不登校の問題に入りますけれども、不登校の生徒さんに対する指導、こういうものはどういうふうにおやりになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 不登校児童生徒について、通常の授業の場合ですといろいろ考えられることがあるんですけども、この薬物乱用防止教育につきましては、残念ながら抜けていたなというところが大きな反省でございます。このところを今後しっかりとやっていけるように、特に命にかかわるような部分の大事な教育でありますので、抜けのないようにやっていきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 不登校の問題については、もちろん薬物の関係もそうですけれども、今義務教育上大変大きな課題になっているような気がするんです。そういう意味で、不登校に対する対策、もちろん、これ、薬物だけではないと思うんです。いろいろな意味で不登校に対する取り組みということで、指導対応教室というのを積極的におやりになっているということをお伺いをいたしました。25年度については87名の方が不登校状態で、そのうち15名の方が対応教室に通っておられて、学校に復帰された方が1名ですと。26年度については、92名が不登校状態で、26名が対応教室で、3名が復帰をしたというような話もございました。今年度というのはどんな数だったんでしょうか。もし、おわかりになれば、教えていただきたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 小松崎議員のご質問にお答えいたします。

今年度ですが、現在でお話ししますと、85名不登校おまして、不登校というのはご存じのように、病欠以外で30日以上欠席の生徒ですけれども、85名おります。うち、適応指導教室に通級している児童が36名、そして4名が学校に復帰できました。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○4番（小松崎 均君） ありがとうございます。そういう意味では、25年度に87名のうち15名が適応教室、26年度が92名で26名、今年度は85名で36名が適応教室ですから、かなり努力をして取り組んでいるということがおわかりになるわけであります。

ただ、これは今お話がありましたように、病欠以外で30以上の長期不登校者の取り扱いだと思っておりますけれども、そのほかに短期の不登校者があるわけですね。例えば、何だかわからないんだけど休み始めたとか、そういう児童さん、あるいは生徒さんもおられると思いますけれども、この部分について、具体的に、例えばこのぐらいいるんだというのをもし把握をされているんだしたらお知らせをいただきたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 数として挙げるのが、済みません、申しわけございませんが、ありません。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） この数については通告しておりませんから、しょうがないと思いますけれども、多分相当数の生徒さんが何だかわからないだけども休み始めた。なんか変だなというような状況の方がいるんじゃないかと思います。私は多分大変な数だろうと思っています。この不登校の数も大変な数だと思いますけれども、欠席が目立ってきた、そういう生徒さんに対する対応がまず初期の段階で私は非常に重要だと思っておるんですけれども、こういう生徒さんに対する学校側の対応としてはどのようにしているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 大変数があるようなお話でございますが、初期の対応で十分対応しておりますので、この点は心配いらないと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） それを聞いて大変安心をいたしました。初期の段階できちっと対応していかないと、これは間違いなく長期になっていきますから、長期になっていきますといろいろな問題を発生させる大きな要因になりますから、そういう具体的な取り組みに感謝を申し上げます。

こういう不登校のこととかいろいろな学校に関する課題の中で、そのほとんどが、私は担任の先生にまかせっきりになっているんじゃないかというようなことをお伺いしております。そういう意味では、担任の先生方が限界を感じている方がおられるんじゃないかなというふうに心配をしている一人でもあります。

先日、中学校の卒業式に行っていました。市長さんもおられましたし、先輩の議員さんもおられました。そこで感じたことは、卒業生の皆さんが担任の先生に、先生、ありがとうございましたと涙を流しながらお礼を言っている。担任の先生も涙を流しながらそれに答えているという光景を目の当たりにしました。お互いに信頼関係がきちっとつくり出されて、そしてお互いにそれぞれの分野で達成感、満足感がつくり出されているなというふうに感じたところであります。まさにこれが義務教育の原点なんだなということを感じたわけでございます。このことが笠間市の将来を担う、あるいは日本の国の将来を担う若者に対する教育の原点だと、育成をする原点だというふうに思っているわけであります。

学校では、当然のことながら、担任の先生と管理職の校長先生、教頭先生、教育委員会、そして教育委員会におられるそれぞれの指導員の方々、来年度から笠間市にソーシャルワーカーも配置されるようでありますから、そういう方たちのお互いの情報交換をしながら信頼関係をつくっていく、このことが私は非常に大事なのかなという気がいたしております。

す。

先週の土曜日に、笠間市内の方ではありませんけれども、茨城県のある中学校の先生といろいろな意見交換をする機会がありました。その先生の話では、学校内の問題、いろいろな問題についてはすべて担任が任されています。責任を持って任されています。困ったことがあっても管理職の先生にはなかなか相談できないと言うんです。校長先生はなかなか情報を教育委員会の方にお出ししないと、学校の中だけで解決してしまおうというような風土があるんですよということで、担任の先生の責任、負担が非常に大きいという話がありました。

こういう風土があるとするならば、全国のいろいろな所で発生をしている学校の問題、例えば今話題になっている広島県の中学校の問題、12月に生徒さんが自殺をしました。しかし、これが病気により急死という発表をしました。学校では。12月に。そして今になって自殺だと。そして原因は学校内の取り扱いに問題があったと。こういうふうに問題が100倍にもなって大きくなっていく。だからもし隠そうという体質があるんだとしたら、これは大きな問題に発生をするというふうに思っております。

どんな組織でも、私はそうだと思うんですけれども、問題が発生したときに上司にきちんと報告をする。報告をした段階でその情報を持っている部下社員は解放される。責任は報告を受けた上司が全部持つ。そういうふうにししないと情報の共有化は絶対にできません。すぐれた組織というのはそういうふうにしなから情報の共有化を図って、オープンにして、そして問題解決を図っていくという取り組みをしていると思いますから、笠間市においてはあり得ないことだと思っておりますから、教育長さんおっしゃるように、取り組みもきちんとされているようでありますから、ぜひそういう取り組みをお願いをしたいと思っております。

昨年の3月、第1回定例会において、先輩であります萩原議員の方から、不登校の問題を含めて児童生徒に対する課題ということについて、非常に重要で現実的な問題が提起をされたと記憶をしております。事前に所管課の方に、この内容について十分把握をして掘り下げていただきたいというお話をしておきましたので、内容についてよく理解をされているというふうに思いますので、ぜひこの内容について深度化をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 議員さん、済みません、少し詳しく今のお話をいただきたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 昨年の3月の第1回定例会の中に、萩原議員が一般質問の中で、要するに児童生徒の不登校の問題を含めて具体的にこういう取り組みをしてくださいというのを質問しているんですね。それに対して教育次長から回答があったんですけれども、

なかなか納得できるような回答でもなかったのかなという気がしているんです。従って、非常に重要なポイントを提起していますから、これはぜひ深度化をしていただきたいというをお願いしているわけであります。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎議員に一言。前の議員さんが質問したやつについての内容を言っていただければわかるんですけども、内容を言っていただかないと、答弁できないと思います。

○4番（小松崎 均君） 事前にこの部分について、きちっと読んで把握をしておいてくださいというふうに話をしております。従って、これは口頭ではありますけれども、通告をしておりますから、それに対してお答えを、もしいただけるならいただきたいということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 前回、27年の第1回だと思いますけれども、萩原議員の方から、やはり今議員さんがおっしゃられたとおり、担任任せとかそういった部分のご質問をいただいて、どのように対応するのかということで、私どもの返答の方は、やはり担任任せではなくて、指導主事であったり、管理職も交えて学校としての対応は行っていると。また、それに加えて家庭訪問なんかも適応指導教室の指導員であったり、教育指導員であったり、そういった複合的な対応をしているという答弁をさせてもらったように記憶しておりますけれども、それが不十分だと言われればあれなんですけれども、そういった印象を私どもは持っております。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 不十分かどうかというのは、こちら側の感覚とそちら側の感覚では違いますから、それはそれでいいんですけれども、ただ、非常にいい問題提起をしていますから、その内容について深度化をしてくださいということなんです。これは。それはそうでしょ。中身について非常にいいことを言っているわけですから。それは検討していただいて、できる部分については深度化をする。当たり前じゃないですか、これ。ぜひそういうことでお願いをしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 今学校は「チーム学校」というところで非常に組織で対応していることがますます進んでいるところでございます。校長会と教育委員会との協議の中でもそのようなところは確認されているところです。

また、適応指導教室の先生方も家庭訪問も行ったたり、相談にのったり、それから学校の授業なども見に行き、課題のある生徒について学校と協議をしたり、自分のクラスに入れられない生徒もおります。そういう生徒にも対応したりして、それが実質的に適応指導教室の数がふえてきたというところにもつながっているかと思っております。それに具体的にあらわれている部分もありますので、深度化されていると思っておりますし、ますますこれから

も深度化していきたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） ありがとうございます。ぜひ深度化をしていただきたいと思っております。もう少しこの問題について議論を深めたいんですけれども、残り17分しかありません。次のテーマについて、今回も先延ばしをしてしまいますと3回になってしまって、大変所管の皆さんにご迷惑をおかけいたしますので先に進めさせていただきたいと思っております。

それでは次に、美しい郷土を後世に残していきたいという思いで質問をしてみますが、美しい郷土ということで広く風呂敷を広げたいんですけれども、里山の保全の問題であります。昨日の大貫議員の一般質問の中で、市長さんから日本一の笠間城の山城を後世に残したいというお話もございました。私も同じ思いで里山を後世に残したいという立場で質問をさせていただきます。時間がありませんから回答は簡潔にお願いを申し上げたいと思っております。

笠間市につきましては、非常に春夏秋冬美しい景色がございます。山があつて、川があつて、そこには魚が泳いでいたり、野鳥やホタルが飛び交うという見事な里山地域があるんですけれども、そういう所が大変に最近は荒れ放題になっていますし、獣害や耕作放棄地の拡大に伴って里山の生態系も大きく変化をしている状況であります。この里山地域の現状について、執行部側としましてはどのように現状を認識しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 4番小松崎議員のご質問にお答えいたします。

里山地域の現状についてでございますが、里山地域は原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池などで構成される地域です。市内では、農業農村の保全意識の向上と啓発に取り組む優良事例として、県から表彰を受けた上郷地区や南指原地区などは笠間市の代表的な里山地域であると考えております。

しかしながら、このような地域も含め、里山地域は農林業の担い手不足や高齢化等により耕作放棄地が増加し、山林管理が行き届かなくなり、自然資源の循環が少なくなることで荒廃が進んでいるという状況にあると認識しております。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 確におっしゃるように、今上郷地域というふうにおっしゃられましたけれども、私たちの上郷地域も同じように耕作放棄地がふえて、そして山林は荒れ放題、まさに生態系が大きく崩れていくというような状況になっているわけでございます。このままでいきますと大変な状況になってくるんじゃないか。先人たちが私たちに残していただいた、まさに日本の原風景というふうにいわれるような美しい風景がなくなっ

てしまうというふうに思いますので、何らかの対策が必要だと思われかもしれませんが、そういう対策について、何かお考えがあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 里山地域の保全管理の対策についてでございますが、これらの保全管理、再生を進めるためには、現在国や県の補助事業等を活用した多面的機能支払交付金事業や中山間地地域等直接支払制度などによりまして農地の保全、また、間伐事業等によりまして森林の保全を行っております。さらに、市の独自の上乗せを行いまして耕作放棄地解消の取り組みを実施しながら、里山地域の維持管理に取り組んでいるところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 耕作放棄地対策というふうなお話もございましたけれども、今、中間管理機構で農地の集積事業をやっておりますけれども、一級農地でさえも、担い手の方がちゅうちょするような場所があるような状況でありますけれども、そういう中で里山地域の土地というのは土地改良をやっていませんから、今後ますます放棄地が拡大をしていくというのは間違いのない事実だと思っております。

中山間支払いというお話もございました。3月10日の新聞報道にこういうものが載っております。農水省の記事でありますけれども、2015年度の中山間支払交付金の参加者が大幅に落ち込んだということが載っております。将来的に地域農業の維持が困難になってくるという内容の報道があったわけでございます。つまり、やる人がどんどんいなくなってくると。中山間、政府が言っている中山間支払いという部分です。それから多面的支払いの活用もあります。確かに、組織では水田、水路、そして付近に見られる生態系を保全して、美しい原風景とともに農村の役割を後世に残していくんだということを目標に活動しておりますけれども、私たちの上郷地域でも耕作放棄地対策として、水田2ヘクタール、畑地70アールを地権者から借り受けて菜種等の栽培を行って取り組んでいますが、現実面は、役員がどんどん高齢化をする、なり手がいない、3年後、5年後、どういうふうになるんだろうか。今のままでの活動ができるんだろうかというふうに心配をしているわけであります。これは中山間も全く同じであります。

こういう状況の中で、執行部側の回答を聞きますと、対策が何も無い、このまま朽ち果てていくのを待つだけだというふうに思えるんですけども、全く何も無いんでしょうか。何かやっぱり考えていかなくちゃだめだと思うんですね。

例えば、里山の保全について、非常に重要だというふうな観点から、積極的に取り組んでいる先進地も実はあるんです。いろいろな所を調べましたけれども、千葉県で実施をしているんです。全く中間管理機構と同じですけども、例えば、農地所有者がいます。高齢になったから、とてもじゃないけど山林の管理とかいろいろな所の管理ができないんだよ。管理してほしいんだよ。片や、保全管理を積極的にやろうという団体もあるんです。

例えば、多面的団体もそうでしょうし、いろいろなボランティア活動もそうでしょう。いろいろな団体があるんです。その団体と団体のマッチングをさせるために、千葉県の森林課が窓口になって、里山情報バンクというのをつくっているんです。ここに情報を全部集約をして、最終的に地権者と活動団体が協定を結ぶんです。そしてそこに何らかの対策をして、きれいにするんです。これ、千葉県ではエリアを決めて全県で実施をしています。それから千葉県では、市町村でも、松戸市、市原市、八千代市、こういうところも県のそういう条例を参考にしながら里山保全に積極的に取り組んでいるわけです。

やはり朽ち果てるのを待っているだけではなくて、知恵を出せばそういう取り組みもできるはずですから、何らかの対策を実施していただくように。ただ、笠間市、そういう地域たくさんありますから、全部一気にやろうということについてはなかなか難しい問題もあろうかと思います。地域を絞っていただいて、テスト的にそういうことをおやりになったらいかがかなという気がしているんですけれども、そういう部分について、もしお考えがあるならお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 市としての取り組みについてでございますが、市として何もやってないということはございませんで、先ほど申し上げました多面的機能支払交付金については、市が4分の1を負担し取り組んでいるところでありまして、平成26年度、29の地区で取り組んでいたものが、27年度は32地区、1,120ヘクタールほど取り組んでおります。さらには、来年度は3地区ふえまして、35地区で取り組む予定となっておりますので、やはりこういう事業を推進して、保全活動に対しましては、国県市の予算を活用して取り組んでいるところでございます。

中山間地の直接支払制度については、市内では2地域で取り組んでおりますが、新聞で報道されているような条件の悪い地域につきましては、担い手不足や高齢化というのは笠間市以上に進んでいるものと考えております。ですから、こちら中山間地域直接支払制度を活用しなくても、多面的機能の支払い交付金事業を活用することによりましてどんどん農地については管理していただいているところでございます。

また、森林につきましては、千葉県などで実施されているような、条例化していろいろ市町村の対策を支援するような取り組みもあるようでございますが、茨城県におきましては、平成20年度から森林湖沼環境税を創設して茨城県独自で事業を展開しているところでございまして、笠間市においても、間伐や、例えば学校の通学路等身近な所での管理等につきましては、その事業を活用して取り組んでいるところでございます。

また、心配されておりますこれから先の状況につきましては、また、その中で取り組みの必要性や地域の方々の取り組みの動き等を見ながら、他県、他市の取り組み事例などを参考といたしまして本市としてもいろいろ研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君。

○4番（小松崎 均君） 先進的な所をきちっと把握をしていただいて、研究して検討する、これは大いにやっていただきたいと思います。ただ、多面的機能支払交付金制度の中で里山の保全もやっていくと、これは土台無理な話でございますから、多面的機能支払交付金制度というのは、エリアの中の農地農道、水路、そういうものを中心にする保全する活動ですから、それ以外の農地農道以外の部分については含まれておりませんので、そういう部分、つまり、山林に面した里山の部分については、多面的機能支払交付金の制度の対象になっていませんから、これは無理がありますから、だからそういう面ではなかなか難しい部分もあるんだろうなと思います。里山の保全というのは私は絶対に必要だと思いますし、これは後世にきちっと引き継がなくちゃならない問題だと思っているわけでありす。

今、私たちの活動の中でも、川に魚を放流するんですが、幼稚園の生徒さんたちと一緒に、しかし、川に堰がありますから、昔と違って完全にせきとめるようになってしまいますから、魚が上がってこれないんですよ。魚が上がってこれないんです。だから今、魚道をどうしようかということで、今魚道をつくろうということで検討をしているんですけども、そういう意味で、みんな一生懸命になって、きちっと生態系を確保する原風景を残していこうという地域活動もあるんですけども、そういうものがぜひ必要だということをご認識していただいて、先進的な部分のところをきちっと調査をしていただいて、笠間市独自で地域を絞っていただいて、そしてテスト的におやりいただいて、これは非常にいいと、この方法、手法を使えば、里山が保全できるというふうな形をつくっていただいて、それを水平展開をしていただくと、そういうような取り組みをぜひお願いをしたいと思っております。

まだ2分ありますけれども、ぜひそれをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 小松崎 均君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は16日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集願います。

本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 飯 田 正 憲

署 名 議 員 西 山 猛